

マイナンバーシンポジウム  
in宮崎  
【議事録】

開催日時 平成24年8月25日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：15

会場 K I T E Nビルコンベンションホール「大会議室」

## (1) 開会

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより「マイナンバーシンポジウムin宮崎」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、宮崎日日新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話しするだけではなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて、国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに活かしていくことを目的に開催いたします。

本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

本日は、手話通訳として、宮崎県聴覚障害者協会の大沢裕貴子さん、定久明美さん、芳村景子さんにご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、私は本日の司会進行を務めます榎木田智子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

## (2) 主催者挨拶

峰崎直樹：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、内閣官房参与をやっております峰崎直樹でございます。本日は8月の終わり、まだまだ暑い中、しかも土曜日にも関わりませず、このようにたくさんの方々がお集まりいただきまして本当にありがとうございました。

私ども、このマイナンバーを導入しようということで、全国のシンポジウムを昨年5月から開催いたしまして、ちょうど37回目ということで、この12月までには47都道府県すべてを終わらせようということで今、全国を飛び回っているわけでございます。

率直に今の実情を申し上げますと、マイナンバー法案、今年の2月14日に閣議決定いたしまして国会に提出したわけでありまして、残念ながら衆議院でまだ審議に入っておりません。9月8日が最終日なのに、どうなっているんだということなのですが、可能性として今国会での実現が非常に乏しくなってきたなと感じています。但し、これを廃案にさせるわけにはいかないと思っております、何とか継続審議ということも含め、最後の最後まで、その実現に向けて私たちは頑張っていきたいなと思っております。

政権交代をした後に、私たちはやはり、この番号制度というのはどうしても必要であ

ると考えて進めてまいりました。特に税の問題、公平な税制、あるいは社会保障。最近は格差がどんどん広がってきている中で、しっかりと丁寧により良い社会を実現していくためにも、この番号制度というのは非常に不可欠ではないでしょうか。かつて一律で定額給付金を交付するという話があったときに、そんなお金持ちにまで払う必要ないよとか、低所得者って一体どこにいるんだとか、実はいろいろ問題が提起されたわけでありまして。そのときも、やはりきちんとした所得把握、そういったものができなければ、なかなか難しいのではないだろうか、こんな思いで実は私たちは努力をしてきたわけです。

後でご当地出身の篠原参事官が政府案についてお話をなさいますけれども、我々が意図した目的、しっかりとこの社会を公平・公正な社会にしていこうじゃないか、こういう大きな目標のための手段として番号制度を入れようとしているわけでありまして。

そして3・11の東日本大震災、今も原発の問題が残っているわけですが、あの震災において番号制度があれば、もっと救えるものがあつたのではないだろうか。これは仙台市長の奥山恵美子さんが、私どもがお邪魔したときにも、そのことを語っておられました。

皆さん方の中には、そうはいつでも、番号というのは成りすましや情報漏洩が発生したり、あるいはハッカーが攻撃してきたり、いろいろ大変なんじゃないだろうか、という不安を抱かれる方がいらっしゃると思います。そういったことについても、我々としては、かつての住基ネット訴訟の最高裁判決を受けて、何とか制度的にも、あるいは技術的にも、できる限りこういう問題の被害を防げるように、あつたとしても、それを最小限にできるように努力をしてきたつもりでございます。

まだまだお話ししなければいけないことがたくさんあるわけでありまして、今日はパネリストの皆さん方もお見えになっておられます。慎重論、あるいは賛成論、条件付き賛成論、いろいろあると思いますけれども、そういった意見も聞いていただきながら、そして「国民対話」の時間も設けておりますので、是非、皆さん方も討論の中に参加していただいて、率直に皆さん方の意見をお聞かせ願いたいと思います。

まだ法案が通っているわけではありませぬし、これからも法案の修正とか、改正とか、いろんな問題が残っておりますので、是非そういう率直なご意見を聞かせていただく貴重な場にしていきたいということをお願い申し上げまして、主催者を代表してのご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

では、ここで本日のシンポジウムのプログラムを紹介させていただきます。

初めに、15分間の政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、そして10分間の休憩の後、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションの終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換「国民対話」に入らせていただきます。本日のシンポジウムの終了時間は16時を予定しております。どうぞ最後まで、よろしくお願いいたします。

それでは、番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、篠原俊博参事官よりさせていただきます。

### (3) 政府説明

篠原俊博：それでは、政府の方から説明をさせていただきます。

まず、お手元にも資料があると思いますが、2ページ目からお話をさせていただきます。

番号制度の導入趣旨ということでございます。一番上の赤いところに書いてございますように、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤、これは今、我が国にはないというところでございます。これを我が国は創設するというので、今回、そういう社会基盤、インフラを導入しようという目的で番号制度を導入するものでございます。

今回の分野といたしましては、社会保障、税、防災の各分野で導入するというので計画をしているわけでございます。

一番下にございますように、実現すべき社会ということで5つ挙げてございます。より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、そして国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会を目指そうということでございます。

それで番号制度の仕組みでございます。今回の仕組みといたしましては、3つの要素で成り立っていると考えております。1つが付番、番号を付けるということ。そして、2番目に情報連携。そういった番号を付けたものについて情報の連携をするということ。そして、番号を付けるにしても、情報連携をするにしても、3番目の本人確認。本人を確認しながらやっていく、こういった制度の組み立てをしているわけでございます。

そして、マイナンバー法案。先程、峰崎参与からもお話がありましたけれども、本年2月にマイナンバー法案を国会に提出しているわけでございますけれども、さかのぼりますと2009年12月、もっとさかのぼれば2009年9月に民主党が政権を取りまして、そのマニフェストの中に社会保障・税の共通番号制度を導入するといった文言がございまして、それに従いましてやってきたと。足かけ3年間かけて現在に至っているというところでございます。

それで法律名でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」という名前でございます。

ちょっと飛びまして、6番の個人番号（マイナンバー）というところをご覧いただきたいと思います。付番の対象者でございますが、今回は住民票コードを基に番号を振るというふうにしておりますので、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者。それから、来年7月から日本におられる中長期在留者、特別永住者等の外国人の方にも住民票コードが付いてまいりますので、そういった方々も今回の番号制度の対象になるということでございます。

そのつくり方なのですが、市町村長のお仕事になります。住民票コードを変換してマイナンバーというのを得まして、それを書面により住民の方々に通知をすると、こういう仕組みでございます。

では、マイナンバーはどういうところに付くかというお話でございますけれども、これは9番のところに書いてございますが、今回、社会保障、税、防災分野ということでございますので、ここに具体例を挙げてございますが、例えば年金分野、労働分野、雇用保険の資格取得・確認とか給付申請、そして福祉・医療・その他分野ということで、例えば医療保険の関係、福祉分野の給付、生活保護の実施などの低所得者対策、こういったものに番号を広く使おうということでございます。

併せまして税の分野ということで、下の方に書いてございますけれども、国民が税務当局に提出いたします確定申告書、届出書、調書等にこの番号を記載するというところでございます。

そして、防災分野といたしまして、例えば被災者生活再建支援法などの支援金の支給に対してもマイナンバーが付されるということでございます。併せまして自治体の方でも、社会保障、税、防災といった分野の事務であれば、条例によってマイナンバーを付けることができるということでございます。

マイナンバーで国民にメリットは何があるかというのが次のところから出てまいります。

1つは、目に見えて変わってまいりますのが、添付書類が削減されるというところがございます。現状でございますけれども、これまではいろんな申請をする際に他の役所・機関から、例えば所得証明を取ったり、住民票を取ったりとか、こういったことをして、申請書とともに関係のところに出してきたと思いますけれども、これからはそういったことは、バックオフィス連携と言いますけれども、各役所・機関が裏で連携いたしますので、申請さえすればいいと。所得証明とか、そういったものを取らなくていい、添付書類が省略される。そういう意味では、一々行く役所に対する交通費とか、あるいは手数料とか、そういった時間や手間も要らなくなるということでございます。

そして次でございますけれども、これは制度で給付調整というものがございます。いろんなものの対象になれる方で、例えば年金の受給者の方、障害厚生年金の支給を受けておられる方であれば傷病手当金は支給されないとかいう形で、制度上調整しなくてはいけませんけれども、これまではご本人がそういう手続をするということになっておりました。これからは1ヶ所に申請をされれば、そういったことについてはバックオフィス連携で分かるようになるということでございます。

それから、今回、「マイ・ポータル」という、国民の方々がパソコンを通じて情報を見ることができるという仕組みを設けたいと思っております。これまでは、自分の情報がどうだったかなというのは各機関に問い合わせないと分からなかったわけでございますけれども、これからは画面を通じまして、そこに各機関が情報を提供いたしますので、画面を見れば、例えば社会保険料はどれぐらい払っているとか、税金がどうだとか、そういったものが分かるようになるということでございます。

そして税金の場面でございますけれども、例えば確定申告をする場合に、これもいろんな情報を各地から集めなければいけません。それが今後はマイ・ポータルというところを通じまして、いろんな情報をここに集めてきまして、そこを見れば、より正確な申告が簡単にできるようになるということでございます。

それから、これは一例でございますけれども、例えば扶養控除という制度がございます。税金の世界でございますけれども、例えばということで、同じ母親に対して娘さんと息子さんが、例えば住んでいるところが違うとか、大阪と宮崎とかいうことで、それぞれが扶養控除の申告をされると、なかなか分かりづらいところがありまして、ダブル適

用、重複適用があったりいたしました。それはやはり公平性・公正性に欠けるということで、今後は地方税当局同士で連携いたしまして、そういったことも分かるような、こういったことが防げるようになるということもあろうかと思えます。

こういった形で番号制度のメリットということで挙げさせていただいているんですけれども、ただ、そこで心配になりますのがプライバシーの問題ということがございます。

私ども国民の皆様にはパブリックコメント等を通じましていろいろご意見をお伺いしますと、左側の真ん中にございますように、3点懸念があるというふうに整理をさせていただきました。1つは、国家管理の懸念。マイナンバーを使って、国が情報を一元的に管理するんじゃないかという懸念。そして、本人が意図しないところで個人情報名寄せがされたり、突合されたり、追跡されたりするんじゃないかという懸念。また、そういったことによって、財産その他の経済的な被害があるんじゃないかと。こういった懸念があるようでございます。また、住基ネットワークシステム最高裁合憲判決でも、いろんなところでプライバシーの問題は十分に保護しなければいけないと、こういったことが言われているわけでございます。

これを受けまして、私ども今回の制度については、制度上の保護措置とシステム上の安全措置を十分にしたいと思っております。1つは制度上の保護措置ということで、今回法律をつくりますので、法律に書いてあるものを除いては、個人番号の利用をしたり、マイナンバー付きの個人情報を収集したり、保管したり、外部に提供したり、そういったことは禁止をするということでございます。

また、先程申し上げましたように、このマイ・ポータルを使いまして、変なマッチングがされたりする場合には、国民の皆様がご自身でそういう情報も確認ができる、こういったことにもなります。

それから、今回新たに第三者機関、個人番号情報保護委員会を設けまして、そこで監視・監督も行うということでございます。そして、罰則の方も強化するというところでございます。

また、システム上の安全措置といたしまして、一元管理をするのではないかとということがよく言われますけれども、今回、個人情報は分散管理をいたします。各機関がそれぞれ情報を持って、どこか一元的にデータを集約するところがないということですね。必要なときに限りましてデータのマッチングをするということでございますので、どこかの機関が一元的にそれを持つことがないということでございます。そして、マイナンバーが

「見える番号」でございますから、そういったものを直接用いて連携はしないということでしたり、当然アクセス制御や個人情報、通信の暗号化を図るということでございます。

こちらの方がシステムのイメージ図でございます。これは19番のところに書いておりますけれども、個人の方が右上におられますけれども、個人の方はマイナンバーを当然ご存じですから、それを持ちまして、各役所ですとか、機関の窓口の方に申請をいたします。役所の方は、マイナンバーというのが「見える番号」ですので、これを使って連携をすると、分かっている番号でございますから、それとは違う符号というものを新たに設けまして、それぞれの各機関で、同じ人の符号なんですけれども、違う符号で連携をするというふうにいたします。その符号A、符号B、符号Cが唯一連携できるのが、新しくつくります情報提供ネットワークシステムというところだけでございまして、これも機械的な、非常にセキュリティの万全なところのシステムでございますので、ここでのみ安全な形でデータマッチングをするということでございます。

かつ、そこでデータマッチングをしたものが情報提供等記録ということで残りますので、個人の方が個人番号カードを通じてログインをいたしまして、インターネット上にマイ・ポータルを設けますので、ここで、ご自身で確認ができる。例えば提供機関Aが提供機関Bといついつ連携したということが、ここを見れば、それが分かるという仕組みでございます。そして、全体の仕組みを監視・監督する機関として個人番号情報保護委員会があるということでございます。

今申し上げましたように、マイ・ポータル、こういった形で、なるだけ操作しやすいようにしたいと思っており、お年寄りの方でも操作しやすいように考えておりますけれども、マイ・ポータルというのを設けまして、1つはアクセス記録の表示。それ以外にサービスといたしまして、行政機関が持っている自分の情報について、ここで提供する機能がありました。さらに進めばワンストップサービス。そしてプッシュ型サービスといえますと、今まで役所は申請主義で、申請しないといろいろやってくれなかったということがありますけれども、これからは役所の方から働きかけいたしまして、あなたはこういうサービスに当たるんじゃないですかということを住民の皆様にお知らせする、こういったサービスもしてまいりたいと思っております。

それと併せまして、今回の仕組みで必要となってまいりますのが個人番号カードというものでございます。現在、住民基本台帳カードというのがございまして、これは宮崎市では非常にたくさんの市民の方がお取りになっておられますけれども、今回、後継といた



しまして、個人番号カードというものを交付いたします。形式上は住基カードを廃止して個人番号カードにするということでございますけれども、券面にマイナンバー、氏名、住所、性別、生年月日、それから顔写真を付けまして、身分証にもなるようなものをお配りしたいと思っております。これをもちまして本人確認にお使いいただきたいということでございます。

それから、先程申し上げました第三者機関というのを設けます。こちらはいわゆる三条委員会、23番のところに書いてございますけれども、公正取引委員会と同じぐらいの強力な権限がございます。こちらにありますように、指導、助言、勧告、命令、報告、立入検査、こういったものを行政機関や自治体に対してもできるということで、非常に強い権限を持った形でこのマイナンバー付きの個人情報を守っていきたいと、こういうことでございます。

それから、罰則でございます。現行でも個人情報保護法などで罰則が行政機関に対してはありますけれども、これに比較いたしまして、マイナンバーが付くと、ほぼ2倍から3倍の重さの罰則になっております。それだけ罰則を重くしてマイナンバー付きの個人情報を守ってこうという姿勢でございます。

それからもう1つ、今回、個人番号ばかり申し上げておりますけれども、法人番号も付けるとなっております。個人番号と合わせまして、特に税の関係で使うと思っておりますけれども、各法人に番号も付けられるということでございます。

そして、最後に今後のスケジュールでございます。現在、通常国会にマイナンバー法案を提出しておりますけれども、早期に法案が成立いたしますれば、来年の1月から6月の間にまず第三者機関としての個人番号情報保護委員会を立ち上げいたしまして、約2年2ヶ月後の秋に、個人にマイナンバー、それから法人等に法人番号を役所の方からお配りしたいと思っております。

そして2015年1月、今から2年半後でありますけれども、社会保障、税、防災、各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用が始まりまして、それから約1年後でございますが、データ連携といえますか、情報提供ネットワークシステムを通じてのデータマッチング、それから国民の方々がお使いになれるマイ・ポータル、こういったものの運用を開始したいと思っております。

そういった形でマイナンバーについてのシンポジウムを開催させていただいているというところでございます。どうもご清聴ありがとうございました。

司会：篠原参事官でした。

お待たせいたしました。それでは、東海大学政治経済学部准教授、小林隆様によりまず特別講演を始めさせていただきます。小林様、どうぞよろしく願いいたします。

#### (4) 特別講演

小林 隆：皆さん、こんにちは。東海大学の小林でございます。今日は「マイナンバーと電子自治体」ということで、私は今、東海大学の教員をやらせていただいていますけれども、そこに書いてありますプロフィールの通り、実は随分長い間、役所に勤めておりまして、宮崎市さんも今日お世話になっておりますけれども、昔、住基の前後でICカードをご配布になられたころの事業を、神奈川県で自治体で仕事しておりまして、その頃から、推進派とそうじゃない派に分けると推進派の方になるということです。

でも、やっぱりいろいろな問題を抱えていることは事実だと思いますので、今日は(スライドを指して)こんなお話をさせていただこうかなと思っております。

まず1つは、皆さん、なかなか気付いていただけないんですけれども、ここにも、ちょっと嫌な言葉ですけれども、「縮減社会」なんて書いてあります。なぜマイナンバーが必要なのか、特に大局的な視点からなぜ必要だと僕は感じているのかという話を最初にちょっとさせていただいて、それから情報サービスのお話をさせていただこうと思っています。

でも、プライバシー、それから今まで決められない日本という姿がどうしてそこにあるのかという話、いろいろ運用上の問題もたくさんあると思うんです。それを否定するものではありません。やっぱりこれから皆さんがその運用を見て、しっかりと考えていかなきゃいけない。そういう話を今日は、この流れに沿ってご紹介させていただこうかなと思います。

それでは、早速お話を始めたいと思います。

最初の頃は、住基カードのときなんか番号制度って、すごく嫌悪感があって嫌だななんていう話があったんですが、最近はニュース報道もだんだん変わってきているんです。マイナンバー制度の必要性は認める。認めるけれども、国民は何も知らないので丁寧に説明しろ、この会もそうですけれども丁寧に説明しろ、そして個人情報への不安を払拭せよと、こういうようなお話。でも、これって、15年前にやった住基カードのときと論調

としてほとんど同じような気がするんです。

どうしてこういうことになっちゃうんだろう。必要性を認めるという議論は、僕たちはすごい反省しているんです。僕も市役所におりましたので、よく分かっていますけれども、皆さんが誰か、あるいはご生存になられているかどうかさえ、今の市役所は知りません。本当です。だって、死亡届が出なければ死んだことにならないですよ。僕が住基カードの準備の仕事をしているとき、沖縄でも事業をやっていたら、沖縄県に140歳くらいの方がいらっちゃって、えーつとって、みんなびっくりして見に行ったら、もちろん亡くなっていらっちゃったんですけども、そういう方がいっぱい存在しているということも分かりました。

それから、現場にいましたので、社会保障の扱いが紙で記録されていて全然きちんできていないということも——全然きちんということはないですね。7割、8割、9割ぐらいはちゃんとできているんだと思いますけれども、残りのレアケースでうまく乗っかっていない方はものすごくたくさんいるということもよく感じておりました。こういうことが現実には私たちの社会の中で起こってきて、紙頼みというのはちょっと難しい、やっぱり電子化しなきゃいけない、これが私の今のところの立場です。

では、もうちょっと大きな意味で情報通信技術を使っていく、このことは何を意味しているのかということを考えていただきたいんです。ちょっとこちらの図をご覧くださいと思うんですが、これはたまに目にされた方もいらっしゃると思うんです。これは横軸に2,000年間とってありまして、私たちの日本の国の人口です。今、私たちは人口がピークのところにいます。皆さんご承知の通り、これから減少していくんですが、厚労省に設置された国立社会保障・人口問題研究所なんていう研究機関がありますけれども、そのホームページを見ると、もっとなだらかに書いてあるのは、この短い期間で表示しているからですね。2,000年の時間で見ると、皆さん、見てください。人口が1億人になるのに1,500年間もかかっているんですよ。でも、急に人口が増加したこの時間はほんの100年、200年のことです。僕たちが長期にわたって、そのやり方でうまくやってきたというやり方がいかに異常な状態の期間だったかということがよくお分かりいただけるんじゃないかと思うんです。

もちろん、この時間は、1億人に増えていったのは農業技術の力です。農業社会では耕作地が大きい方がいいですから、どんどん侵略と支配を進めてきました。日本の場合には江戸時代に鎖国というのがありまして、ちょっと特殊な期間を経て、日本の社会は工業

技術によって開発と成長で発展してきました。私たちは、この社会の中に生きているんです。まだ、みんな工業技術の時代の人たちです。宮崎の人もそうです。全部そう。

この後、どういうことになるかということ、情報技術の時代って、実は縮減、社会がどんどんどんどん小さくなっていく。これはどのくらい小さくなるかということ、今から100年前の人口に100年後に戻ります。100年前というのは1906年です。1906年の人口に、日本の社会は100年経つと戻ってしまうんです。これが僕たちの未来です。だから、僕たちは効率的に物事を進めるしかないんです。そして、少ない人数で社会全体のバランスを取りながらやっていかなきゃいけない。

宮崎県にお住まいの方は地方にいらっしゃるんで、皆さんお分かりだと思いますけれども、実はこのカーブ、日本の社会だけのものではありません。宮崎県の中山間地とはどのくらい時間差があるかということ、今から50年前にこのピークを迎えております。信じられませんよね。50年前にピークが来て、50年前に既にピークアウトして、このくらいまで来ているんです。それが地方の姿。そして、日本の社会がこうです。でも、そんなこと言っていたら、世界に、中国に、韓国に負けちゃうぞと、皆さんお思いになりますよね。大丈夫です。世界の人口もこうなります。既に世界の人口は、国連の推計では、人口減少があと100年以内に起こる確率は85%です。僕の推計だと、約75年の間に人口減少が起こります。

なので、我々はこういう縮減、小さくなっていく社会の中で生きていかなきゃいけない。この社会の中で豊かさを求めるのが僕らの社会だと。大きさではないんです。でも、大丈夫です。1人当たりの豊かさは、こんな豊かな国に住んでいるんですから、人口は減っていくわけですから、何もそんなに心配することはないです。ストックは大きいので、僕らの社会は1人当たりの豊かさを保ちながら縮減と持続という目標に向かってやっていけばいいんです。

でも皆さん、これを見てください。問題なのは生産年齢人口です。今、世界中の人口がこんなような状態になっています。僕らの50年後ですよ。100年後じゃありません。50年後には、全体の45%がおじいさん、おばあさんです。電車に乗ってみると、1人目、2人目、3人目、4人目、5人目、6人目、7人、8人、9人、10人…11人目でやっと子供が乗ってくるんですよ。そういう社会が僕たちの50年後の社会です。それなのに、今の紙頼みのやり方なんていうのがこのままいくわけがない。

では、何が起こるのかということですね、僕たちの社会で。これが起こります。僕た

ちの社会は、今、何でも役所にお任せですよ。このマイナンバーもそうです。マイナンバーで、ああやってください、こうやってください、こうしてください、説明してください、個人情報をおとすかしてくださいと、誰に向かって言っているのかというと、行政に向かって言っているんです。それで税金を払うのは嫌だと。これは無理ですよ。もしも行政にやらせるんだったら税金はたくさん払わなきゃいけないし、これは当たり前の道理ですよ。行政がやらないんだったら、行政を小さくするしかないです。このどちらかです。

僕は、それでもフロー、お金が入ってくる量が減ってきますから、全体の人口が小さくなりますので、今までは、例えばうちの近所の道路に穴があいているんだ、役所何やっているんだよ、ちゃんと見ていたのか、うちの前の道路を。なんて、おじさんが怒って電話してきます。僕も役所にいたので、何遍もそういう電話をとりました。ここですよ。公のことを本来は住民がやって、みんなどぶ掃除したり、道路の穴を埋めたり、そういうことを自分たちでやっていたらよかったです。けれども、工業社会ではみんな行政にお任せしちゃった。

福祉もそうですよ。介護になったら、役所に頼まなきゃだめだ。もう家族はいないですからね。みんな東京へ出たり、核家族になっちゃったり。核家族どころじゃなくて、個族化しちゃったり。こういう状態になると、ここも役所にやらしてもらわなきゃいけない。

でも、役所がだんだんできなくなってきて、企業がお金を稼いでくる量も減ってきますね。そうすると税金の量は減りますから、僕たちは福祉や貢献的なまちづくりの領域が民間企業でもできないわけです。そうなってくると、福祉と貢献モデルの領域は、僕たちは自分たちでやらなきゃいけない時代になる可能性が高いです。こういう社会がやってきたときに、行政がいかに効率的に仕事を進めるかというのはすごい大事なことです。

それから、僕たちが行政の仕事を半分ぐらい背負いながら、先程、自分の番号で自分の個人情報の内容を確認できる。行政に任せっきりなんて怖いですよ。本当は僕が自分で確認しながらやりたいのに、だれが僕のデータを扱ったかも分からないような状態で進めているわけです。申請だって、しなきゃお金をくれないんですよ。あなた申請しないと危ないですよと教えてくれるようなシステムがないと、僕たちは女性も男性も働きながら、なおかつ家族を守って、地域のまちづくりをやって、こういうことをやらなきゃいけないわけです。

だから、やっぱりこのマイナンバーの制度を使って電子自治体にする、あるいは電子

政府にする、これはとても重要なことだというふうに考えているんです。僕は自分の言葉では「情報自治」という言葉を使っていますが、この領域をつくるためには、やっぱり電子政府、電子自治体、そして、その要になるマイナンバーは必要なのかな、これは避けることができないんだな、こんなことを考えているわけです。

さて、それでは、他の国はどんな状態になっているのか。去年、僕はイギリスに1年間住んでおりました、それもロンドンではなくて、カーディフという、ウェールズにある町です。C・W・ニコルさんって、いらっしゃいますよね。あの方の出身地の少々貧しい地域です。

ロンドンも実は貧しいですよ。日本のように、こんなにきれいな着物を着て出てくる人なんか、イギリスではあんまりいません。みんな日本人から見るとぼろぼろの服を着ています。僕のいたカーディフ大学でも、学生は結構みんな穴のあいた服を着ている。それが普通です。今、世界中の先進国はそう。そのウェールズの様子をちょっとご覧いただきます。

カーディフは（地図を指して）ここにあります。ここはロンドンです。カーディフ、この間、オリンピックのサッカーの試合、カーディフ・シティ・スタジアムのすぐそばに住んでおりました。こんな町です。サービスは、役所の窓口は、これは駅前の例ですが、商店街の一角にあるんですけども、このサービスセンターでは決まったサービスを提供するだけです、行政は。それ以外のことはしません。行政は自分で決めたりしないんです。決めるのは政治です。行政はサービスを提供するだけ、決められた通りのことをやるだけ。この窓口に行って税金を払いにきましたと税金を払う。それだけです。

僕も1年間住んでいまして、税金の請求書が来ました。こういう請求書が来るんです。高いですよ、すごく。日本の住民税にあたる税金は不動産を基準にかかるんです。住民税は所得にかからないんです、イギリスの地方自治体は。どんなアパートに住んでいるか。土地や建物を持っている人も持っていない人も同じです。住宅の質によって税金の金額が決まるんです。僕はこんな経験は初めてですから、どうやって払っていいのか。しかも、この金額が正しいのかどうかだって、分からない。ウン十万円です、ウン十万円。100万円まではいかないですけども、ウン十万円という請求書。僕はびっくりしました。外国人の僕も払うのかなとか、いろんなことを考えた。こんないろいろな払い方があるから、早く払ってくださいと書いてあるんです。

では、本当にそういう金額が正しいのかしらと心配になりますよね。イギリスはです

ね、こういうものも自分で調べさせるんです。役所に電話しても、教えてくれなくて。あそこに端末があるから、あれで調べてください。行政のサービスではありませんと言われます。相談にはコストがかかりますから、やりませんと言うわけです。自分でインターネットのサイトに自分の住所の郵便番号を入れます。郵便番号を入れると自分の部屋の番号が出てきて、ここに、あなたの不動産の価値は幾らで税金は幾らになります。これを自分で調べて確認して自分で払うんです。払うときも、インターネットのサイトに行って、ここにカウンシルタックスという、これが住民税ですね。このボタンを押して、あとはクレジットカードでぽいっと、こうやるだけです。これでおしまい。徹底的に効率化された縮減社会ですね。

だって、良く考えてみればイギリスって200年ぐらい衰退しているわけですよ。産業革命のときがピークだとすればです。それでその後、移民が入ったので、人口の多い世代が4つあります。日本みたいに団塊世代と団塊ジュニアの2世代じゃなくて、もう2世代、移民世代とそのジュニアがありますけれども、そういうもので人口は減っていないだけで、いずれ高齢化もはじまります。

行政が効率化される一方、議会は情報を行政に要求するんです、アンケート。サービスを受けた人がそれで満足したのかどうかというアンケートを頻繁にやっています。本当にそれが使われているのか、使われていないのか。使われていなかったら、もうやめちゃいます、お金かかるから。今日から中止。それでぱっとサービスが切れちゃうんです。おもしろいでしょう。すごいドライですよ。これがイギリスのお金のない社会のやり方。先進国だとかといって、イギリスはすごいなと思っている日本人が多いですね。でも、ヨーロッパの国々を見ると、ドイツはまだ何とかやっていますけれども、それ以外の国は今本当に厳しいです。インターネットの利用率だって、そんな高くないんです。

これは何が書いてあるかというと、カーディフの町のウェブサイトはどのぐらい使っていますかと。1年に1回ぐらいかな、2回ぐらいかな。そのぐらい。それから、1ヶ月に1回使う人、全く使ったことない、こういう人がほとんどです。6割はほとんど使っていない。でも、税金の支払いみたいな簡単なやり方で済むものなら、人件費より安く済めば使っていく、こういうような割り切り方をしているんです。

市役所の職員も幾らぐらい働いていると思いますか、皆さん。日本の市役所の職員は結構たくさんもらっています。こっちの市役所の職員はすごいですよ。初級の労働者だと1週間で277ポンド、3万3,000円ぐらいですね。それで普通の公務員は働いていま

す。厳しいですよ。年収でいくと200万円弱ぐらい。だって、インカムは入ってこないんですもの。ストックはあります。みんな持ち家ですから、豊かな空間の自宅はあります。ストックはちゃんとあります。でも、お金はあまり入ってこない。特に田舎ですから、お金は入ってこない。こういうふうな社会は、このインターネットの仕組みに頼るしかないと考えているわけなんです。これがイギリスの仕組みです。

それで、イギリスは何で行政が何もやらないのかというと、これはおもしろいですよ。議会がみんな決めるんです。このスタイルに日本もなるかどうかわかりませんが、自治の仕組みを今変えようという議論が日本でも進んでいますよね。住民は何か文句があったら、行政には言いません。さっきの駅前の窓口がありますよね。こんなやり方ではおかしいんだよ、行政、ちゃんとやれよと言いにいきたいところなんですけれども、そんなこと言っても、行政の担当者は週に3万3,000円しかもらっていませんから、僕の仕事じゃないよ、それは議員に言いなさい、そう言うんです。

それで議員への期待は大きくなりますね。そうすると議員は、この中のリーダーになった人たちが内閣を作って、ここで全部決定します。行政権を担うわけです。この命令に従って、事務部局と呼んでいる行政がサービスを提供するだけです。でも、事務部局はいつもアンケートを取っていて、政策結果としての情報はいつも議会に返す。このリーダーたちではない、内閣ではない議員たちが政策の評価を綿密に細かくやる、こういうシステムで動いている。これがイギリスのやり方です。これがいいかどうかわかりませんが、1つのやり方として、こういうことを考えてやっていかなきゃいけないということです。僕たちの社会の先へ行く、衰退の先を歩いているイギリスは今こういう状態になっているんです。

日本も行政のサービスの質を落とさずに、僕たちは効率的にやらなきゃいけないんです。ですので、やっぱり何とかしなきゃいけない。あと、政治の仕組みをもしも変えるのだとすれば、マイナンバーとはちょっと離れた話かもしれませんが、その制度設計もそろそろ考える時期に来ているんじゃないかなと思うんです。

さて、でも、このマイナンバーには大きな問題があります。これは、もちろんプライバシーと個人情報の問題です。先進の国がどういうふうに来てきたかということ、これから2つの事例だけ、今日は時間がないので、ご紹介したいと思うんです。

まず最初の事例です。これはご存じだと思いますが、メーガン法のサイトです。このメーガン法は、非常に悲しい事件で生まれた法律で、小さな女の子が家のすぐ前に住んで



いる男に殺されました。それも乱暴された上に殺されたんです。それで性犯罪者の情報をきちんと公開しろと、こういうふうに関心したことにアメリカの多くの人たちは賛同しまして、刑期を終えた方でも、もちろん、まだ期間中の方でも、地域に出ている方は顔写真や犯罪内容とともに住所が地図にプロットされて、その情報が見られるようになっていきます。これはカリフォルニアの事例です。全米に同様の法律があります。このホームページ、もちろん日本語でも書かれていますので、ぜひアクセスしてみてください。ぜひアクセスしていただきたいと思うんですが、ちょっと気持ちの弱い方はよく検討してからアクセスしてください。

それは、ものすごい量の性犯罪者がいます、特に大都市部はびっくりする。ワシントンに1人や2人の性犯罪者が住んでいるという状態がこのサイトの情報で分かります。しかし、このメーガン法から考えなきゃいけないのは、確かに危険にさらされる人たちを守るという意味もありますけれども、しかし、処罰を受けた人たちの自立が妨げられるという恐れだって、ありますよね。これは民主主義の矛盾だと思いますが、必要があるから実行するけれども、でも、それで不利益を被る人たちもやっぱりいるということです。これから運用に入っていくって、確かにマイナンバーは必要だと僕も思っています。そして、推進すべきだとも思っていますが、運用面に入ってから、このメーガン法はいつも議論の対象になっています。

私たちは、こういうことをやる必要があるのだと思います。必要だと言った人も反対だと言う方もずっとチェックをしながら、その運用を見守る責任があるということをやったり忘れちゃいけないということだと思います。利益がある方、ない方、必ず社会の中には両方が存在するということです。

さて、もう1つの事例もご紹介したいと思います。これは行政の問題ですね。これはボストン市のホームページです。別にボストンだけの事例ではありません。これはアメリカの自治体の多くで公開情報になっているんですが、固定資産税の情報です。日本の皆さんの固定資産情報、ちなみにお尋ねしますが、私の不動産の情報は他人でも見られると思う方、どのぐらいいらっしやいますか。実は日本の法律では、個人の固定資産税の情報が閲覧できないようになっています。でも、アメリカでは、先程イギリスの事例もそうでしたけれども、住民税というのは、どのぐらいの価値の不動産を使っているのか——持っているかだけじゃないんです。使っているかということに視点を置いて課税するんです。

ここにアセッシング・オンラインというのがありますけれども、このアセッシング・オンラインの検索窓にトーマス・メニーノという名前を入れてみました。これは誰かという、市長さんです、ボストン市の。市長さんの不動産を検索にかけてみると、ここにざっと5つの物件が出てまいります。これがトーマスさんの物件です。その物件情報が地図付きでわざわざ出てきます。この土地です、この2つの建物です、ばっちり出てきます。それだけじゃないですよ。すごい細かな情報まで全部出てきます。どういう状態の建物なのか、その価格、土地の価格、そして全体の価格。さらに、もっとすごいんです。誰がどういうふうに何家族暮らしていたのか、そして何年に幾らの税金を払ったのか、その建物の内容はどういうものなのか、スタイルも書いてあります、バスルームの形式も書いてある。みんな書いてあるんです。全部丸出しです。僕はこのやり方もオープンであるとは思いますが。オープンという話がたくさんあるんですけども、電子化すると、確かにこういう情報まで見えるわけですが、でも、これもやっぱりきちんと実務上の議論をした上でやるというのが僕らの時代の正解だと思うんです。

昔、アメリカでは、こういうふうに何でもオープンにすることが地域の責任を果たすという意味で、彼らの出した結論だったんだと思うんです。ボストン市長に、こんなのをやっているいいんですかと言ったら、何でそんなこと言うのかと絶対言うに決まっています。それは彼らの考え方が、不動産に関する税は自治体の基礎収入なんだと。そして、行政不信です。情報の未公開は個人の秘密が守られるけれども、課税が公平になされているかどうかを知る手掛かりは失うと、こう考えるんです。行政のことを信じてないんですよ。却って公開しておかないと、行政権のある者が悪いことをして、それでちょこちょこっと操作をして評価を変えちゃう。こういうことが何遍もアメリカで起こってきたのでしょうから、こういうことをしないようにしている。

日本の方はそうじゃないですね。財産がとても強力に守られていて、私たちは税情報の公開にすごく慎重です。そして、その情報が見られるのは本人、借地人、借家人、訴訟関係人に限られる。これが僕たちの姿勢です。どちらがいいのか、僕はまだまだきちんと判断できませんけれども、でも、こうしたことをちゃんと具体的に議論する段階に僕たちは進んできたということです。今までのように、15年前の議論のまま、またやみくもに、完全じゃなきゃ、やっちゃだめ。それを完全にするのは行政だ。それでは何も物事は進まないだろうと思うんです。

今の2つの事例からわかることは、個人の利益と個人の不利益、これをまず議論しな

きやいけない。それともう1つは、公共の利益と個人情報の提供範囲の関係です。これをきちんと、いつも頭の片隅に置いて運営状態を確認する。これをきちんとやらないと、僕たちのマイナンバー制度がひとり歩きして危険なものになる可能性もあるし、あるいは逆にみんなが確認して、すごくいい制度になる可能性もあるということです。多分、双方向で、世界でこういうやり方は初めてだと思います。行政マンもカードでチェックしますから、だれがアクセスしたかも分かります。企業もナンバーを持ちますから、どの企業が僕の情報を使ったかも分かります。もちろん個人側からも分かります。

さて、この制度が本当に僕たちの社会で役に立つかどうかですよね。世界では僕たち日本社会のことを茶化して、オバマとメルケルが日本化して決められないぞというようなニュースが、これは『ザ・エコノミスト』という有名な新聞ですけれども、こんなのを出すんですよ。ひどいですよね。でも、どっちの方法にするか、僕たちはじっくり考えてきたんです。その結果が僕たちの今のマイナンバーだったんだと思うんです。

住基カードはば一んとやりましたね。僕も勢いよく、住基カードじゃないんですけども、ICカードを9万人の市民に配った経験があるんです。こういう、ぱっとやるようなことをやって、行け行けどんどんでやってきた電子政府、電子自治体ですけれども、それから15年。確かに時間は、日本の場合、電子政府化については韓国に追い抜かれ、ヨーロッパに追い抜かれ、非常にランキングでいくと、日本の国力からすれば、びっくりするぐらい低位です。国連の調査では20位近くになってしまっています。

さて、こういう状態で、確かに僕たちは15年を失ったんですけども、でも、考えなきゃいけないことは、この15年間に僕たちは随分と議論をやってきました。最高裁まで判決を得るほどの議論をしてきたわけです。だから、僕たちはこの件について相当に知識を持っています。ですので、後はこの運用をしっかりと考えていく。これを僕たちは大きな取り組むべき課題として進んでいかなきゃいけない、こういうことなんだと思います。だから、行政が懐柔、英語でPlacateするような、説得をするための会ばかり開いて、全部行政に沿ってやるようなら、やっぱり危険だと思った方がいいですね。こうやって国民対話の場があれば、きちんと議論をして、運用をどうするのか、その運用の内容をきちんと確認していく、それがとても大事です。

僕たちは、いつも態度をはっきりとさせる必要があります。そして、反対でも賛成でも、それについて、では、どうやって決着していくのか。そこに責任を持つということが大事です。私たち日本人は、そこに今まで責任を持ってこなかった。みんな行政にやらせ

てきた。行政が失敗すると、おまえたちのせいだと言ってきたんです。これは大いに反省すべき点だろうなと思うんです。具体的な議論に取り組む、これはすごく重要なことだと思うんです。

今日会場にお集まりの皆さん、マイナンバーにすごく関心のある方だと思うんですけれども、コンビニ交付というのが実施されているということをご存じの方はいらっしゃいますか——いらっしゃらないですよ。住基カードを持っていくとコンビニで住民票を取れるんですよ。そういうサービスをやれるんです。それでどういう内容かという、手数料は各自治体で決めるのですが、ここで住民票発行1件当たり120円という委託料をセブンイレブンさんが取るんです。高いですよ、コピー1枚取るのに高いですよ。僕も、ちょっと高いんじゃないと言ったんですけれども、でも、こういう制度なんです。

ところが、これに踏み切れないんですよ。役所の窓口に行って取って、両方合わせると420円。コンビニだと420円も払って、役所の窓口なら300円。そんなのは全員同じようにしなきゃだめだよと。これが平等だと考えるのが僕たちの文化らしいんですけれども、う～ん、どうなんだろう。

コンビニのコピー機でやれるんですよ。ここにカードリーダーが付いていて、住基カードを重ねて、今度、マイナンバーのカードも使えるようになると思いますけれども、こういうシステムです。間に小さなサーバーがあって、マイプリントというのがありますが、ネットでもプリントできるやつですね。そのシステムを使っているのです。役所の証明書の発行サーバーからPDFで総務省の団体に入りまして、それからコンビニの店舗に接続されるという、ただそれだけです。

できた自治体とできてない自治体に特徴があるんです。だって、決定したらすごいですよ。24時間開いていてオープンになっていて、いつでも住民票を取れるんですから。役所の窓口が閉まっちゃったときでもです。証明書発行のための役所の出張所だって、もしかしたら要らなくなるかもしれないですよ。決定した自治体は、便利なサービスを利用する者がサービスに対するコストを負担するんだ、こういう考え方だったんです。でも、決定できない自治体は、住民が全員でコストを負担して便利なサービスを提供するんだ、こう考えるんです。だから、不平等だと言うんです。平等と不平等の議論って難しいですね。でも、今回のマイナンバーもそうですけれども、まだ運用の内容が決まってないです。法案もなかなか通らない。早く通して欲しいなと僕は思いますけれどもね。これをこれから僕たちがきちんとやっていく。そして、運用は多くの面、市町村の方も心配さ

れていると思うんですけども、自分たちで少し考えながらやらなきゃいけない。こういう状態になってきたときに僕たちはどうするかということ自分たちで決める、そして運用をこうやるという立場をはっきりさせる、これをちゃんとやらなきゃいけないということです。

今日のお話のまとめです。1つ目は、縮減と持続の時代が始まっているということです。そして、行政が提供できる情報とサービスの量は年々減少します。そのときに電子政府、電子自治体化は避けて通ることができません。ここまでは多くの人たちが納得してきたと思います。けれども、日本の場合、欧米のやり方をそのままやったら個人情報丸出しになっちゃいます。だから、僕たちは、この公的個人情報が丸出しのまま利用されることは避けなきゃだめです。マイナンバー制度は、ある意味では、自分も使う人も両方が自分の立場を確認しながら制度を運用するわけですから、お互いが分かる制度ですね。

さて、これをどういうふうにご利用するのか。何にご利用するのか。その都度議論する必要がありますが、確かな安全装置として機能すると思うんです。だから、僕はマイナンバーは必要だと思うんです。でも、その運用方法を決めていくのは、まだまだ皆さん自身なんだということをよく理解しながら、このイベントで、この次やっていくことが決まったら、どうやって運用しているんだ、それをきちんとみんなの目で見えて議論して、いつまでも議論を続けていく、こういう態度でこの制度に臨んでいく必要があろうかなと思います。それが今日の私からのお話でございます。

短い時間ですが、どうもありがとうございました。以上でございます。

司会：小林様、ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。お席をお離れになる際は、貴重品をお持ちいただくようお願いいたします。それでは、お時間までご休憩ください。

[ 休 憩 ]

## (5) パネルディスカッション

司会：皆様、お待たせいたしました。ただいまよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。それでは、パネリストの皆様、どうぞご登場ください。プロフィール

は、お手元の登壇者プロフィールをご覧ください。

それでは、ご紹介させていただきます。

先程、特別講演をいただきました東海大学政治経済学部准教授、小林隆様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員、吉澤宏治様。

日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長、井上隆様。

南九州税理士会常務理事・制度部長、遠山喜一郎様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、篠原俊博参事官。

そして、コーディネーターは、宮崎日日新聞社、大重好弘取締役編集局長です。

それでは、大重編集局長、よろしく願いいたします。

大重好弘：本日、コーディネーターを務めます大重です。よろしく願いいたします。

今まで篠原参事官、小林先生の特別講演並びに政府説明をお伺いしました。年金、医療、介護、税務など、あらゆる分野で個人情報を活用するマイナンバー制度は、非常に社会保障、所得を正確に把握し、給付負担を公平にするなどのメリットがあると。その反面、個人情報の流出、また国による情報管理という懸念も出されました。

つまり、もちろん政府説明でありますし、どちらかというところと推進の立場と言われた特別講演でございましたので、非常に分かりやすく効率的なメリットはご理解いただけたと思うんですが、実はその中にも、夢の制度ではないと。やはりいろいろな問題を含んでいるということも分かったと思います。

討論という形になりますけれども、今日は賛否ははっきりさせていただいても結構ですけれども、決着をつける場ではございませんので、どうぞ十分賛否についてご発言をいただき、さらにご質問等をしていただければと思います。納得のいくまでというのが本来のシンポジウムなんでしょうけれども、先程、司会の方からも説明がございましたように、一応4時という目途がございますので、そのときの状況によりましては、質問の方をまとめさせていただいたりするケースもあるかと存じますけれども、どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、まずはパネリストの皆さんにそれぞれの立場でご意見をいただきたいと思っています。賛成並びに慎重な賛成、もう1つは慎重、あるいは反対という立場でそれぞれご意見をいただきたいと思っています。

では、最初に経団連の井上さん、よろしくお願いいたします。

井上 隆：経団連の井上と申します。本日はよろしくお願いいたします。番号制度に関する経団連の基本的考え方につきまして、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページにございます通り、経団連では長らく番号制度の導入を提言し続けております。経団連が番号制度を提言した当初の目的というのは、やはり急速な高齢化を迎える中で、公平・公正な税・社会保障制度の一体改革を実現するための不可欠のインフラという点でありました。しかし、今日、インターネットを初めとする情報通信技術の急速な発展、あるいは普及に伴いまして、人々の生活とか意識、こういうものは大きく変化していると思っております。そこで経団連では、番号制度はまず社会保障・税分野で導入するということを皮切りとしまして、さらに、より幅広い行政分野、あるいは民間での連携を図っていくことが必要と考えております。

2ページは経団連での番号をめぐる導入の活動の例でございます。

3ページに基本的考え方を掲げておりますけれども、まず何より重要なのは、今、国会に提出をされております法案、若干、審議状況が不透明になっておりますけれども、これを早期に成立させていただきたいということが第1でございます。番号制度は政策を実施するためのインフラでございますので、これは与野党の壁を超えて整備していただきたいと強く考えております。

第2点目ですけれども、番号制度、これは導入すること自体が目的ではなくて、あくまでツールでございますので、これを活用して豊かな社会を実現するという目的だということを忘れずに利用の拡大をしていくことが必要だと考えております。

第3点ですけれども、番号の導入を機に、当面、行政での利用が重点的だと思いますので、行政の業務の流れというものを大胆に見直していくということも必要だと思っております。

そのためには4番にありますように、省庁横断的にシステム投資を俯瞰して全体最適の責任を持つ、CIOと呼ばれるような責任者を設置するということが必要だと考えていたところ、先般、民間からCIOが任命されたということで大変大きな前進だと思っております。このCIOの権限、明確化、あるいは強化というものが重要であると考えております。

ここからは具体的な活用例ということで考えているものをご紹介させていただきたいのですけれども、この4ページ目は、企業の立場でどういうことがあるかなと考えたのです。これは企業の従業員から、会社は毎月、源泉徴収、給与から天引きを行うという現状の作業フローなんですけれども、この一番下のところにございます通り、現状では紙を使ったり、電子にしたり、またそれをデータ化して電子にしたりということで、非常に無理・無駄が発生しているということでございまして、番号制度を活用すればシームレスで効率的な処理が可能になるだろうと考えております。

次は医療分野ですけれども、これはまた将来ということになりますけれども、過去の診療データなどを厳格なデータベースに保管して、これはあくまでも本人のご了解の下ということになろうかと思っておりますけれども、どこの病院でもご本人が行った場合に自由に活用できるということになれば、緊急時でも迅速な医療の対応ができるということが考えられると思っております。

次はもっと単純な例ですけれども、例えばどなたかのご不幸があった場合、市町村に対するご不幸の届け出の情報が、例えば民間の生命保険会社に自動的に連携するということがあれば、わざわざ保険金の請求をしなくても迅速にお支払いができるといった利便性も高まるということも考えられると思っております。

その他、いろいろな活用例というものが考えられますけれども、いずれにいたしましても、プライバシーに十分配慮しながら活用していけば、より豊かで便利なサービスの提供が可能になっていくと考えております。

私からは以上でございます。

大重好弘：はい、どうもありがとうございます。

続きまして、遠山さん、お願いしたいのですが、遠山さんの場合は慎重な導入賛成という立場だとお聞きしておりますけれども、よろしく申し上げます。

遠山喜一郎：南九州税理士会の遠山でございます。本日、私は日本税理士会連合会の基本的な考え方をご説明させていただきたいと思っております。私は、南九州税理士会では制度部長を務めさせていただきまして、主に税理士法改正について取り組んできたところでございます。

日本税理士会連合会におきましては、まず番号制度の導入については、国民の利便に



資すること、行政を効率化させる基礎的なインフラとなること。2番目の「番号」を利用できる分野については、税務の分野、社会保障は現金給付に限定してスタートし、制度定着に合わせて問題点を検証すべきであるということ。3番目の「番号」に何をを使うかについては、先程ご説明がありました、住民票のコードをベースとして、それを加工した「新たな番号」とすることが合理的な選択肢であること。4番目は「番号」の情報管理等についてですが、国民自らが情報をコントロールできる措置、偽造、成りすまし等の不正行為の防止措置、目的外利用を防止する措置のすべての措置がなされることが必須条件としております。

日税連では以上のような考え方を公表しており、基本的には賛成の立場でございます。

5番目から9番目は各論になりますので、時間があれば後でお話をすることにいたします。今回は総論をもう少し説明させていただきたいと思っております。

国民の利便に資することにつきましては、ここにあります図解に書いてある通りでございますが、社会システムを公平に運用し、行政を効率化させる基礎的なインフラとなる番号制度の構築を目指すべきと考えております。

申告納税制度を補完する制度とすること。先程も申し上げました通り、日税連は、基本的には番号制度の導入について賛成の立場であります。しかし、無批判にこれを受け入れ、推進していこうというものではありません。日本では、租税の基本を申告納税制度に置いております。税理士は、税の専門家として納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを使命としております。従いまして、申告納税制度が確立される日本におきましては、番号制度の導入はあくまでこれを補完する制度であることが前提となり、番号制度の導入により、税務申告、納税等の確実な遂行、社会保険給付の適切な給付等の実現が可能となることを強く期待しております。

次は、税務の分野及び社会保障の分野で現金給付のみの利用とすること。導入時におきましては、番号が利用できる分野をこの2つに限定し、制度の導入後、検証を行い、対処していくことということでございます。

目的外の使用はしないこと。禁止例がここに書いてありますけれども、クレジットカードの設定、買い物等の利用、消費者金融等の利用については禁止といたします。利用については、税の分野では、民—民—官の利用状況が望ましいということでございます。そ

ここに例がございますが、まず給与所得者が会社に提示し、会社が行政官庁に提出していく、こういう現行の法定調書の範囲で開始をすべきであろうということがございます。

「番号」には「新たな番号」を利用すること。これについては最初にお話しした通りでございます。

情報管理について万全の措置を図ることにつきましては、運営されるに当たりまして、何よりも優先していただきたいということがございます。

次に、付番対象を追加すること。日税連といたしましては、課税の公平性の確保という観点から、個人については、日本国内に住所を有し、日本国内で源泉所得を得る非居住者、法人については、会社法人番号を有しない登記のない外国普通法人についても付番することが必要だと考えております。

税務手続の効率化を図ること。現状においては、国税と地方税につきまして、共通、あるいは類似の手続が多くあります。これらの手続の重複を排除し、一元化することによって手続の効率化を図ってみたいということがございます。

ＩＣカード、マイ・ポータルを整備すること。ＩＣカードには、番号を例外なく記載して欲しい、いわゆる可視化して欲しいということがございます。それから、法人にもマイ・ポータルを設けていただきたいということがございます。

中小企業者の事務負担を配慮すること。多くの中小企業が国税の源泉徴収義務者とか、あるいは地方税の特別徴収義務者という形で番号取扱者になるものと思われま。それに伴いまして、利便性と高度なセキュリティということがどうしても問題になってまいります。そのバランスを取りながら、中小企業者の事務負担が過重にならないようにご配慮いただきたいということがございます。

税理士の立場を明確にすること。税理士は、電子政府構想の一翼を担っている電子申告に積極的に取り組んでおります。この利用率も年々拡大しております。今から申し上げるとは、日税連が行政に対して要望していることがございます。

まず1つ目は、現在、e-Tax等で電子申告を行っているわけですが、番号制度の取り扱いに関して、税理士による代理送信の継続及び代理送信業務を税務代理に含める法律の改正を行うこと。

2つ目は、代理送信が認められた場合には、代理送信する税理士にもマイ・ポータルの閲覧を可能とすること。その場合、マイ・ポータルにアクセスするためのＩＣカードに、日税連が発行する電子証明書を追加することを要望しております。

今までご説明してまいりましたように、日税連といたしましては、まず、税務の分野及び社会保障の一部の分野、いわゆる現金給付のみに利用することでスモールスタートをしていただき、問題点を検証、解決しながら時間をかけて、この制度を成熟する必要があるだろうと考えております。

最後に、少しだけお時間をいただいて個人的な意見を述べさせていただきたいと思っております。もう言い尽くされていることですが、私は、この制度に幾つかの不安や疑問を持っています。

まず、セキュリティの問題。本当に大丈夫なんだろうかという不安があります。先日の8月18日付の日経新聞にも記載されていましたが、止まらぬ漏洩、情報屋の暗躍という記事にもありましたように、現実には情報が漏れているという事実があります。

次に、費用対効果の問題です。一説には、導入費用が500億円とも3,000億円とも6,000億円とも言われておりますが、一体どれくらいの費用がかかるのか分かりませんが、ランニングコストが相当かかると思うのです。収入については名寄せをすることで課税漏れの減少等で多少の増収が考えられますが、費用の節減、人件費等を含めてどうなんだろうかという疑問があります。また、将来は医療情報等もマイナンバーで管理するということですが、そんなことまで国に管理されたくないなと個人的には思っております。

最後に、より公平・公正な社会の実現等の理念は総論としては理解できますけれども、国民の利便性と仰いますけれども、どの程度今より便利になるのか、お役所の仕事の効率化につながるのか、それらとリスクや私たちの税金で賄われる費用を比較して、明らかに利便性の方が勝るのだろうかという単純な疑問があります。

以上が私の個人的な見解です。これでご説明を終わります。ありがとうございました。

大重好弘：どうもありがとうございました。井上さんが、効率化を求めたある程度積極的な推進。遠山さんは、組織、個人としては推進する部分もあるけれども、いわゆる実務の部分で一番セキュリティに関わってくるので、その懸念が払拭できないというよりも、そういう懸念を晴らしていただきたいと。ある意味、次の吉澤さんの分まで入り込んだ内容になってきたと思いますけれども、すみません、よろしく願いいたします。

吉澤宏治：日弁連から参りました弁護士の吉澤と申します。私は、情報問題対策委員会と言いまして、日弁連の中で情報の問題を扱っている部署の担当になります。先程、篠原参事官から、実現すべき社会といったことをご説明がありましたけれども、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、こういうような言葉が並んでいます。しかし、ご存じだと思いますけれども、やはり当然のことながら日弁連は、この制度に対しては慎重な立場を取っております。こういうすばらしい社会を実現しようとする制度を何で日弁連は反対するのか、といったところを今日お話させていただきたいと思います。

「あなたはマイナンバーが必要だと思いますか？」ということで、まずお話をさせていただきます。内閣府によって世論調査が行われていまして、「必要」と答えた人が57%いるという結果が朝日新聞等で報道されています。しかし、この中に、「どちらかといえば必要」という答えが39%を占めます。しかも、マイナンバーの内容を知っている人は全体の16.7%しかいない。なぜ内容を知らない人が「必要」と答えられるのでしょうか。これが日弁連として一番の疑問としているところでございます。さらに、漏洩などの不安が「ある」と答えた人は85%いらっしゃいます。今回、こういった制度、検討を始められてからもう半世紀ぐらいたっていますけれども、今回、2年程の議論を経て導入されようとしています。そういう意味で皆さんへの周知、さらには皆さんの国民的な議論が足りないのではないか、ここがそもそもの疑問の出発点でございます。

では、マイナンバーはなぜ必要だと言われているのでしょうかといったところですがけれども、政府資料の8番目に書かれているのが左側の部分になります。でも、よく見てくださいということなんですけれども、番号制度で「すること」とは一言も書いていなくて、「できること」という書き方になっています。これまで民主党政権で後期高齢者医療制度が廃止だとか、子ども手当、年金通帳、いろいろ撤回ということになってきました。そして、最低保障年金もやり玉に上がっています。本当にしてもらえるのかなというところを考えていただく必要があるんじゃないか。

しかも、今回導入されようとしているのは単純な番号ではないんですね。本当に共通番号というものが必要なのか。さらには、番号だけではとても実現できないことも言われているのではないかと。その辺もよく見ていただきたいと思います。順次見ていきましょう。

よりきめ細やかな社会保障給付の実現ということで3つ挙げさせていただいたような

言葉が出てきます。給付付き税額控除という言葉は皆さんもお聞きになったことがあると思います。ただ、いずれもまだ導入は決まっていません。しかも、3党合意によって増税が先行され、一体改革のはずが、ついに社会保障改革は棚上げになりました。そして、何より、そもそも社会保障を充実させるためには財源がないと実現できないんですよ。あたかも番号だけでできるかのような錯覚に陥らないでください。さらに、過誤給付や給付漏れ、二重給付等の防止ということが書かれていますけれども、これってというのは新たな番号がないとできないことなんではないでしょうかといったところです。

日弁連でこの関係の市民集会を開かせていただいたときに自治体の方に出ていただきました。そしたら、今現在、申告しないともらえないという制度になっている。そういう法律だからこそ、過誤給付、さらにはもらえない人が出てきていると。ですから、プッシュ型行政というのがよく言われますけれども、それは別にインターネットの世界でやらなくたって、申告制度を変えてもらえれば、行政マンが十分対応できますよということをその方は仰っていました。

しかも、総合合算制度という新しい制度が提唱されているようです。総合合算制度というのは、以前から社会保障個人会計と呼ばれるものがありまして、それと同じような制度です。個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとされています。

でも、これは視点を変えてみますと、どうなるかということなんですけれども、経団連さんの方で2004年9月に出されている文書なんですけれども、簡単に言うと、社会保障給付を受けた方が負担より多い人は、相続時に清算してもらったらいんじゃないかということも提案されているということでございます。

次に、ここもよく間違えられている部分だと思いますけれども、所得把握の精度の向上等の実現ということです。納税者番号というのは、結局のところ、番号を使って税務署がお金のやりとりというものを突き合わせやすくする制度でございます。ですから、法定調書と呼ばれるものを求める範囲次第で、所得把握の精度は当然変わってきます。しかし、その範囲は今より広がるのかも決まっていませんし、現時点では広がらないということが予定されています。

さらに、もし広がったとして、皆さんがコンビニのおにぎりを買って調書を提出しますか、他人に知られたくないような買い物はどうですかといった具合に、法定調書の提出なんていうことはされないのではないかとといったところで限界がある。さらに、海外の資

産や海外取引の把握は困難である、経費かどうかの区別も限界があると。このあたりは大綱と呼ばれる政府の文書にも記載があります。ですから、所得把握が今よりましになるということは否定はいたしません。しかし、所得がどれだけ正確に把握できるかは不明なんです。低所得者の所得ばかり正確に把握するなどといった結果になることもあります。ですから、薔薇色の何でもかんでも所得が把握できるようになるんじゃないかという考えは、新聞報道なんかを読むと、そういうふうに誤解しがちなんですけれども、そんなことはないということを是非ご理解いただきたいと思います。

さらに、災害時の活用といったものもあります。要支援者リストの作成、更新ですとか本人確認。でも、私には全然、番号の活用場面というのが分かりません。番号を覚えてなかったら救援物資がもらえないんでしょうか。番号があると、救援物資って早く着くんんでしょうか。そういった活用場面が私には分からない。しかも大綱には幾つかの活用場面が書いてありますけれども、そもそも番号がなくてもできることばかりです。

事務手続の簡素化、負担の軽減といった部分が次に出てきます。所得情報等に関する証明書の添付の省略ということで、先程、小林先生のお話にも似たようなところがありましたけれども、実際のところ、所得情報を行政に提出するというのはそんなに頻繁にありますか。私自身は番号がなくて困ったと思ったことはありません。行政効率化といったところにつきましては、これは日弁連も是非推進すべきであると考えております。ただ、共通番号を使わないとできないのかなんです。先程、小林先生のお話でも、IT技術を使って、それぞれの情報をつなげるということが可能になってきています。ですから、共通番号、目に見える番号として使わないと行政効率化は図れないのかと。そのところを考えていただきたいと思っています。

さらに、医療機関における保険資格の確認ということが書かれていますけれども、厚労省では医療等IDといって、共通番号とは全く別の番号を使おうという方に今動きを始めています。ですから、ここの部分まで含めて共通番号だと言われていたはずなんですけれども、共通番号から外れちゃいそうですねといったところなんです。それでも共通番号というものが必要なのかと。

皆様には、「誤解しないでください」ということで、マイナンバーは万能ではありません、マイナンバーだけで政策は実現しません。

「もう一度、考えてみてください」と。まず、政府はどんな政策を国民に約束してくれましたか。そして、その政策を実現するためには番号が必要な場面なんでしょうか。番号

が必要だとしますと、個別の番号では対応できないんですか、それを情報技術を使ってくっつけることはできないんですかということです。さらに、共通番号が必要だとして、これを納税者番号という形で社会に流通する番号と一緒にしなければいけない、これはどこにあるんでしょうかということを考えていただきたい。いろいろぐちゃぐちゃとなっちゃうと思うんですけれども、日弁連として、各分野に皆さんの固有の番号が付いているということについて一切反対するものでもありませんし、そんなのに反対したら本当のばかですよね。でも、マイナンバーは④の番号であって、そこが今必要なのかといったところが大きい疑問ということになります。目的のないIT政策は失敗するというのは、パスポートの電子申請は、ご存じの通り、1通1,600万円かかったことで廃止になりましたということでございます。

マイナンバーの特徴としましては、個人情報の名寄せを目的としている。扱う情報は秘匿性の高い情報です。民間でも見える番号として使用が予定されています。雇用主、金融機関などですね。将来的には利用範囲の拡大が予定されています。

大綱でも個人情報に関する危険として、個人情報の国家による一元管理に伴う監視・監督、個人情報の漏洩、不正利用などの危険が指摘されています。実際、皆さん、そういう場面に立ち会ったことがないからイメージが湧かないと思います。僕もまだイメージがあまり湧いてないんですけれども、実際のところ、アメリカ、韓国などでは、個人情報の漏洩や不正利用が社会問題になっている。これだけは間違いないことなんです。

民間分野では、我々の行動履歴が大量に収集、分析されて商業利用されている。それが今の高度情報化社会です。アマゾンで本を買えば、すぐお勧めが出てきます。

プライバシー権の核心というのは、こういう時代ですから、収集、利用などの目的を事前に明らかにさせ、我々が同意権を行使することによって自分のプライバシー情報を守る、コントロールする、これが一番重要だと考えられます。ちなみに住基ネットの大阪高裁判決も自己情報コントロール権というものに言及しています。

しかし、マイナンバーがあれば、誰もが我々の意思とは関係なく、容易、確実に個人情報情報を名寄せできるようになります。これはプライバシー権の侵害なのではないかということことです。

ちなみに住基ネットの最高裁判決ですけれども、これはセキュリティを上げれば合憲であるとは一言も言っておりません。住基ネットによって扱われる情報の種類、さらには民間利用されないという前提を持った上で合憲と言っているだけであって、セキュリティ

を上げれば合憲という言葉は一言も出ていないということだけは付け加えさせていただきます。

次に、逆に今度は「マイナンバーは安全なの？」ということで、政府の予定する対応策としては①から⑤のようなものが出てきています。

まず、個人情報の分散管理と番号を用いない情報連携というところですが、政府からお配りされている皆さんの資料の19番を見ていただくと、番号を使ってくっつけませんよと言っているんですけども、情報照会・提供機関というところの一番右側を見ていただくと、マイナンバーというものがくっついています。つまり使わないということを行っているだけであって、情報にマイナンバーをくっつけませんとは一言も言ってないわけです。実際、くっつけることが予定されていると思います。さらに、番号を用いない情報連携と言いますが、この例外というものも当然のことながら多数存在します。

番号の利用範囲、目的を法律等に明示し、制限すると言いますが、住基ネットと同様で、住基ネットも同じことをやっています。でも、抽象的過ぎて利用事務の理解が全くできないという状況になっています。

罰則を強化しますということですが、ほとんどの情報漏洩の例というのは過失犯です。でも、過失犯は罰則の対象にはなっていません。さらに、悪意のある人たちですね。韓国では、一応、共通番号の利用が制限をされているんですけども、実際のところは民間でいっぱいデータベース化されたり、売り買いされています。それは何かと云ったら、情報の価値というのは大きいので、法律で制限されたって守らない人たちがいるということです。

第三者機関による監視ということですが、これは人的、物的に監視は難しいと日弁連では考えています。特に民間部門で使われることになりますから、民間部門で利用は禁止ですよといったところに違反がありませんかと言っても、実際、第三者機関で取り締まるというのはほとんど不可能ではないかと考えています。

自らアクセス記録を確認する仕組みの新設ということで、マイ・ポータルというのが提案されていますけれども、情報提供ネットワークを利用しない情報連携は適用外だとされていますし、また利用した情報連携にも、皆さんに提供する情報というのは制限されています。行政機関個人情報保護法というのがありますし、これに個人情報を提供しなくてもいい場合というのが羅列されていて、それに当たるような場合には、マイ・ポータルを見たとしても、情報連携が行われたことは分からないということになるはずですが。



政府の考える個人情報保護措置を講じて、個人情報の不正利用、漏洩を完全に回避することは困難です。しかも、セキュリティに絶対がないということは、米ソニーとか衆議院へのサイバー攻撃、韓国の住民登録番号の流出からお分かりになると思います。

さらに重要なのは、デジタル社会の個人情報というのは紙ベースと違って、一度流出したら絶対回復困難だということです。すべてを消去することはできません。にも関わらず、被害を受けた個人の被害回復の手段は、現時点で何ら準備がされていないということになります。

費用対効果のことを最後にお話ししますが、2011年の1月に国民に提示するというはずだったんですけれども、いまだ提示はありません。さらに、初期費用は6,000億円超とも5,000億円とも1億円とも言われています。さらに、当然ランニングコストが必要となってきます。大型公共工事の復活、ハツ場ダムの実業費に匹敵するといったレベルです。財政難を理由に増税が先行している時代です。費用も効果も分からずに本当に賛成ができるのでしょうか。

マイナンバーは、導入目的がまず具体的に明らかになっていない。従って、番号が不可欠なのか、さらに、その番号を共通化する必要があるのかも分かりません。そもそも現時点で導入する必要はないと考えています。しかも、個人情報に関する危険は避けられませんし、費用対効果も明らかになっていません。一段と導入する必要はありませんし、現時点で導入すべきではありません。

先程、制度に対しては慎重だとお伝えをしました。しかし、現時点での導入についてはどうかといいましたら、それは明確に反対ですというお答えになります。推進派の皆さん、なぜマイナンバーが必要だと思うのでしょうかといったところで私の話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

大重好弘：ありがとうございました。今、お三方から推進、部分的推進、反対のご意見をいただきました。特に吉澤先生は、運用面の範疇にまで踏み込んだ形となっておりますので、篠原参事官、もしくは峰崎参与、補足説明したいとか、そういった部分がございましたら、是非お願いしたいと思います。

峰崎直樹：それでは、私の方から最初に、今、お三方からもご意見が出ましたので、それについて答えられるところは答えて、後、篠原参事官の方からも細かいところをお願いし

たいと思います。

1つは、日弁連の方が最後に仰った、まだ不安があるんだというご意見について。セキュリティについて本当に大丈夫だろうか、情報漏洩の問題も含めて心配だということで、これは日弁連の方も仰っているように、韓国、アメリカの例がよく出されるんです。特にアメリカの場合は、社会保障番号がそのまま全部いろんなものに使われている。そういう形のやり方は当然被害が起きると一網打尽のように情報が漏れてしまうので、そういうことを私たちは避けて、それぞれの持っている、年金番号なら年金番号、それから医療番号は医療番号と全部分けて、そして情報を連携するときだけは情報連携基盤を通して、そこは紐付けでやりましょうということで、そういうことをできる限り技術的にも阻止していきたいと考えています。また、第三者委員会をつくって、きちんとそれを監視しながら、あるいは罰則を強めながら進めていこうということで努力をしてきているということです。これからも完璧な制度というのはいかならないと思いますので、私たちは、セキュリティに対する不安を国民の皆さんが抱いていらっしゃることは間違いないわけですから、そうした問題の発生をできる限り技術的にも、それから制度的にも防ぎ、起きたとしても、これを最小限に留められるように、そういう形で最大限の努力をしていきたいなと思っているわけでございます。

それから、費用対効果のところ、後で篠原参事官の方から詳しくお話をしたいと思いますが、当初、実は政権交代をした後に共通番号制度を入れようじゃないかという議論をしているときに、番号を入れたとした場合には、過去のやり方をとったら、どのぐらいの金額がかかるでしょうかということ、一度各省庁の見積もりを出してもらいました。それを足したときに、たまたまそれが5,000億円とか6,000億円という数字になって、それがひとり歩きしてしまったという経過があります。現段階においては、今、金額的には、そんな金額のレベルには達しておりません。

後でまた細かく進めていきたいと思いますが、ランニングコストもかかることは間違いないんです。

例えば毎年税制改正をやりますが、そうすると必ず税に絡むコンピューターシステムを変えていかなきゃいけません。あるいは、年金制度の改正があると、またそれも変えていかなきゃいけない。そういう制度改正を毎年やっていますので、それに番号制度が入ることに伴うシステムの変更というものも入ってくるということで、そのところは、純粋に新しく番号が入ったことに伴ってコストがどのぐらいかかってくるかということ計算

するのは非常に難しいところなんです。しかし、確かにそういった意味でコストがかかっていくことは間違いない事実ですから、そこもできる限り費用対効果を高めていく努力をしていくために、これからも頑張っていこうと思っています。

具体的にどのぐらい金額が出るのか、将来展望はどうなんだというところは、私たちの図表の中の29番というところに「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」というのがございます。これですっと見ていただくと、法案成立というのが一番上に書いてあるんですけども、まだ成立してないんですけども、その下にシステム構築というところで、今、システムの要件定義や実証事業とか、工程管理支援業務の基本設計の段階までのところあたりがようやく動き始めて、詳細設計、あるいはプログラム設計、単体テストは、今後、公開入札にかけていこうというところなんです。今の国会の審議の遅れもあると同時に、この点における、どのぐらいの金額で入札がかかってくるのかということが分からない。これは実は来年度予算編成と全部絡んでまいりますので、この点、システムの構築に、今幾らのコストがかかりますということが言いにくい1つの技術的な要因にもなっているということだけは理解をしておいていただきたいなと思っているわけであり

ます。

それから、マイナンバーというのは何で必要なんだというところなんですけれども、これは日弁連さんが前によく出されていた資料で、税制で言うと、金融所得が分離課税になっているために、所得1億円前後の方々の実効税率28.5%というところでピークになって、そして、それ以上の所得をお持ちの方については、これはご存じのように、有価証券の取引関係でキャピタル・ゲインの割合が増えれば増えるほど、実効税率が10%に近づいていくんですね。こういう税制を変えるためには、番号制度が入って、そして1人1人の金融情報というものを名寄せをしないといけないと、実は所得は分かってこない。

では、それはやるのかということは、まだこれに書いてないんですが、当然必要になってくるのは利子所得の把握です。銀行に皆さん方が預けている預金通帳があります。日本国全体で12億冊あるんです。それを全部名寄せをして、峰崎直樹の預金通帳なら北洋銀行にあるよ、りそな銀行にあるよ、三菱東京UFJ銀行、ろうきんもあるぞ、そういうふうなものを全部名寄せしないと、利子がいくらあるのかということが分からないわけです。今はそれが分からないでも、源泉分離課税ということで、銀行が一括して、国や自治体に、預金利息にかかる税をぽんっと支払っているわけですけども、そういうものをきちんと各人ごとに把握しないと本当に分からない。ある人には一見すると所得税がかから

ないですよといっても、実はそういう大変な資産性の所得を持っているかもしれない。しかし、それはなかなかよく分からない。

こういう状態なので、実はマイナンバーがなぜ必要ですかというときに、やはり所得情報というものをできる限りきちんと把握しなきゃいけない。これが1番目です。社会保障には年金、医療、介護、あるいは様々な給付がありますね。障害者の問題だとか低所得者の皆さんに対する保障もある。適切な社会保障のために一番肝心なのは所得情報なんです。全部所得と結びついていますから。そして、それをどういうふうに見ていくかというところで、私たちは、これは税・社会保障について、共通番号を用いて所得を把握しているとしていきます。

税・社会保障以外のところで番号を利用できるように今回入れていただいたのは、先程、ちょっと時間がないから説明しなかったんですけども、例えば文部科学省の管轄で言うと育英資金、奨学金の分野です。奨学金も、実はこの番号で登録しようとしています。私の時代は、特別奨学金であれば、もらったり返さなくてよかった。または公務員になるときは返さなくていいですよとか、あるいは学校の先生になるときは返さなくていいという制度があったんですけども、今、そういうのはありません。無利子のものもありますが、今では利子を付けて返せと、こうなっているわけです。

実は共通番号を用いて所得情報と連携しますと、この人は所得がないじゃないか、所得がないのに、これは返せないよねということがよく分かってくるわけです。所得情報と、自分がもらった奨学金との情報をくっつけようということも番号制度を入れてやらなくてこないわけです。他にも、総合合算制度といって、医療や介護などの分野での自己負担額に関してこれ以上は取りませんよという上限を設けようという制度が検討されています。そういった様々なところでどうしてもマイナンバーが要るんです。さらに、給付付き税額控除ということで、今、消費税の引き上げが決まりましたけれども、消費税というのは低所得者に対して厳しい税ですから、何らかの形でこの方々を救わなきゃいけないんじゃないかということを考えています。

そうすると、食料品とか、そういうものの税率を低く抑えるという方法もあるけれども、それは実はよくよく考えると、高額所得者にも効いてきてあまり効果がないんだ。それより、むしろ低所得者に対して金額的にピンポイントで給付した方がいいんじゃないだろうか。これが実は民主党なんかが考えてきた考え方で、これはまだ固まっています。これから年末の税制改正で議論になりますけれども、そういうことも含めてやろう

としたときには、共通番号の仕組みがないとできない。

そういう意味で必要性があって私たちは進めていきたいと思っています。

また何よりも、先程、日弁連の方からお話があったように、今までの社会保障というのは申請主義になっているけれども、今度はマイ・ポータルなどを通じて、プッシュ型に転換していくことができるようになるということです。あなたは所得が非常に低くて年金を払ってないようだけれども、登録すれば、すべて保険料を払わなくて結構ですよ、その代わり年金給付は2分の1しか出ませんよとか、そういう情報をお知らせする仕組みをこちら側から取って行って、社会保障というものの考え方を申請主義から180度変えていこうじゃないかと。こういうことも、実はマイナンバーを提起するときの社会保障というところの中に考え方として入っているということだけのご理解をいただきたいなと思っています。

いろいろあるんですけれども、私で足りないところは篠原参事官にお願いしたいと思っています。

篠原俊博：私の方から経費の面をちょっと申し上げたいと思います。

政府説明の資料の19番をご覧いただきたいと思いますが、確かに参与からもお話がありましたように、初め5,000億円とか、6,000億円とか、そういう経費の非常に大雑把な見積りが出ていたわけですが、現段階の費用見込額ということで申し上げますと、この19番のシステムの中で情報提供ネットワークシステムという黄色い部分がありますが、こちらの方で約355億円という数字になっております。それから、その上にありますマイ・ポータルのところは約60億円という額でございます。それから、右下にございますが、マイナンバーの付番システムでございますけれども、約40億円。ここには出ておりませんが、法人番号の付番システム。こちらは国税庁がやりますけれども、約70億円という数字でございます。また、左側にあります個人番号情報保護委員会のシステムは約3.5億円ということで、費用の見込みも精緻になっていくにつれて大体の数字が出てくるものと考えております。

大重好弘：ありがとうございました。それぞれご意見をいただきました。私もコーディネーターを引き受ける際にいろいろ勉強してきたつもりだったんですけれども、それぞれの皆さんのを聞けば、それなりにすべて納得してしまうという非常に危険な状態といいま

すか、そういったふうに思っています。

ということは、つまりメリットもあるけれども、その裏に潜むデメリットもあるというのは隠しようのない事実であるということ。では、それをどうしていくかというのは今後きちんと説明し、ご理解いただくというふうに捉えたいと思います。

#### (6) 参加者との意見交換・質疑応答「国民対話」

大重好弘：「国民対話」、大袈裟でもないんですけれども、そう銘打っております以上、是非、会場の皆さんから、今までこれだけ説明があったんですけれども、お聞きしたい、分からない、聞いておきたいということがございましたら、まだたっぷり時間がございますので、お受けしたいと思います。できれば、どういった関係のお仕事であるか、個人情報になりますが、お名前をお知らせ願えば答弁する方も、なお説明しやすいのではないかと思っております。

では、質問のございます方は挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。マイクを持ってまいりますので、すみません。

発言者①：年金生活者です。それであの、罰則なんですけれども、もうちょっと重くできないんでしょうか。例えば今、私たちの周りでいろんな被害に遭われている方たちというのは、みんな騙されて、そして、騙した本人たちは何年か服役して出てくる。その後の生活の資金もちゃんといろんな形で確保して、ぬくぬくと生活しているわけです。やっぱりああいう悪いことをしても、それを一定程度済めば安穩の生活が送れるという状態では、やっぱりこのマイナンバーに関わる犯罪は必ず起こります。だから、吉澤先生が仰ることもよく分かるし、なるほどなと思うんです。極端に言えば、そういうことをしたら死刑にするぐらいの。今出ている案を見ても、懲役2年とか3年とか、200万円とか。そういうようなことでは、一般の庶民というのは納得できないなと思うんです。

しかし、峰崎さんが仰るように、確かに所得の減茶苦茶なばらつきといいますか、何であの人はそんな低い、極端に言えば、税金を払っておらんよという人も私の仲間でおります。はっきり言って、巧みに今の制度を駆使して税金を逃れているという人たちもいます。そういうものを聞くと、私たちなんかは完璧に把握されて、今度もそうですけれども、年金やら、さっと下げます。腹が立ってしょうがないので、そういうところとのバランスですよ。もうちょっと私たち国民の意見といいますか、そういうことに対する尊重

をしていただいて、前に進むように。

これの導入をすることについて、私も反対ではありません。しかし、今、いろんな方が仰るような心配があるということも現実であるならば、それを最低限補完するといえますか、そういう形にしていけないと、一般国民の理解はなかなか進まんのじゃないかなと。

私は住基ネットでいつも感じているんですけども、印鑑証明をとるのに、昔はやかましい手続をしなきゃ交付されなかったのが、住基ネットのカードを一発入れて何部というのを入れれば、今では瞬時に入手できるというか、極端に言えば、これが1つはマイナンバーの利点かなと。住民票もそうですし、これも非常に便利になりました。そういう意味で言うならば、私はマイナンバーは必ずしも悪いとは思いません。でも、大重さんが言うように、やっぱり心配な面をできるだけ払拭しながら、説明する機会をもっとたくさん持っていただいて国民の理解を得ていくということが必要じゃないでしょうか。

以上です。

大重好弘：ありがとうございます。峰崎さん、お願いします。

峰崎直樹：また、こちらの方も、もし、何かご意見あればと思いますし、篠原参事官からも補足をと思いますが、罰則は相当思い切って引き上げているんです。当然、罰則を決めるのに、勝手に我々だけが決められるわけじゃなくて、国全体の罰則の体系がありますので、その中でも個人情報関係の罰則の中で、先程、篠原参事官の方からあったように、今までよりも2倍とか3倍ぐらゐの非常に重い刑にしてあるということなんです。また、損害が出たときの賠償問題なんかは恐らく民事訴訟の対象になりますので、賠償に関してはそういったところでやっていくということが重要なんじゃないかと思います。

次に所得把握の格差の問題で、よくクロヨンとかトーゴーサンと言われますよね。

今、恐らくサラリーマンで年金生活に入っておられるから、ほとんど税は確定申告しないで年末調整で終わってしまうようなことが多かったと思うんです。クロヨンとかトーゴーサンと言っていますけれども、自営業の方々の所得把握に関して、売上げと仕入れというのはある意味では正確にやっているけれども、問題は経費が幾らかかるかという面です。例えば自分で自家用車を持っている。それは自家用に使っているのか、事業用に使っているのか。事業用に使っているんだと言われると、その事業用に使っているのは、例え

ば運転記録を作って、これは事業用で運転した、これは自家用で運転した。こういう違いをちゃんとやって、自営業の方々は経費をやっていらっしゃるんですね。サラリーマンの場合は給与所得控除というところで、概算控除で経費面は控除されますから、そういう点での違いがあって、何だかサラリーマンは全部丸裸にされているけれども、自営業の方々とか農家の方々というのは税はあまり払ってないじゃないかと、ある意味ではこういう印象を持たれるし、僕もそういう思いを持ってきたことはあるんですが、私は、そのところはかなり改善はされていると思います。しかし、先程申し上げたように、一番重要なのは金融所得のところや、そういったところがきちんと把握されないままにいつているところが、税に関しては一番、公平性の観点から問題があるのかな、と考えています。

大金持ちというのは——大金持ちというのは変ですが、最近は海外にお金を移してしまふというのがあって、5,000万円以上の海外資産のある方々は全部情報を出さなきゃいけないという制度が平成24年度税制改正で創設されました。そういう意味で、だんだんと海外情報なども収集して、そう簡単には逃れられませんぞというところはしてあるんですけども、私は、脱税と云ったら、これは犯罪ですから、経済犯罪に対して非常に甘いというのが日本の特徴だと思いますので、ここはこれからもしっかりと国民の皆さんから、何やっているんだと言われないようにしなきゃいけない点じゃないかなと思っています。

大重好弘：よろしいでしょうか。

発言者①：はい。

大重好弘：他にいらっしゃいませんか。

発言者②：宮崎産業経営大学で教員をやっている●●●●と申します。

2つ質問がありまして、まず1つ目なんですが、日弁連の吉澤先生、先程の資料の最後のところで、現時点での導入に反対なされるということなんですが、いつかの時点では賛成される可能性はあるのか。どの時点だったら、どういうふうになれば、どういう条件が揃えば賛成になる可能性はあるのかという、それをお聞かせいただければと思います。

あともう1つ、政府の方に質問なんですが、費用対効果の効果について経済的な推計



というか、そういうものは出していらっしゃるのか。私が調べた限りですと、日本生産性本部で1兆円ぐらいの経済効果があると。ですから、費用対効果ということでしたら、効果の方も金額で出ているのかというのをお聞かせいただければと思います。

以上です。

大重好弘：吉澤先生、お願いします。

吉澤宏治：日弁連の意見として変わる可能性があるのかどうかについては、申し訳ありませんけれども、私、ここでお答えをすると、帰って怒られてしまいますので、個人的な意見とさせていただきたいと思えますけれども、あくまでも現時点で反対だとお話しているのは、皆さんがリスクをよく分かっていらっしゃいますかといったところが1つです。

もう1つは、逆にメリットとして言われている部分が、例えば先程の所得把握の精度の向上じゃないですけども、どこまで向上するのかがそんなに情報として出ていないのではないかと。つまり自営業者のすべての所得まで丸裸にできる。納税者番号とは、そういうものだみたいな感じで報道されている傾向がありますので、そういう事実と違うことを前提に、先程の最初の世論調査じゃないですけども、イメージ先行型でいいじゃないか、といくのはおかしくないですかと。

これは全くプライバシーに対する危険のない、個人情報に対する危険のない制度だったら問題ないんでしょうけれども、当然のことながら住基ネットなんていうレベルじゃなくて、ずっとずっと危険性は高い制度ですので、そういうことがよく分かった上で、例えば今のマスコミ報道先行型みたいな形ではなくて、あくまでも皆さんが国民投票してみたら半分以上の人が賛成であるというケースなど。要はちゃんとした情報に基づいてちゃんと議論をして、それでもやっぱり利便性を追求するためには必要だよと皆さんが判断されるのであれば、それは私は導入されて然るべきと思っています。

ただ、そのときの考え方なんですけれども、さっきから僕がずっと言っているんですけども、番号が要るか要らないかという問題と、それを共通番号化すべきなのかという問題と、さらに、それを納税者番号として、目に見える番号として流通しているものにくっつける必要があるのかといったものは全く意味合いが違いますので、ここをよく、3段階違うんだということをご理解いただきたいということ。

ちなみに日本に一番近い外国の制度はオーストリア型だと考えられています。オース

トリアというのは、個別の分野の番号があって、それをつなげるための人的な機関があって、そこで暗号化して換算して、それぞれの情報をくっつけるんですけども、オーストリアにおいても、納税者番号というのはそのシステムから外れているんですよ。納税者番号だけは目に見えるものにせざるを得ませんから、そのシステムからは除外してひとり歩きというか、それだけ。それ以外のものも、そういう形でくっつけているというのがオーストリアです。

ですから、個人的なことを言わせていただきますと、納税者番号と社会保障の分野をなぜくっつける必要があるのか。さらに言うと、社会保障の分野を超えて、例えばワンストップで引っ越しサービスとかいって、前、何かやっていましたけれども、民間の情報とくっつける必要があるのかどうか。そのあたりをよくよく考えていただきたいといったところが大前提なんです。それまでやっていただいて、それでも賛成と言われるんだったら、僕は何も言うことがありませんということでございます。長くなりましてすみません。

峰崎直樹：非常にタイミングよく先に提起していただいたと思います。仰るように、番号を使ってどこまでメリットがあるかということについて、税の世界では、例えば金融所得のところはやるとかやらないとか、まだ書いてないんです。ですから、そういう意味では、私が先程申し上げたような金融関係の所得についてもきちんとやりましょうよというのは、どこかで政治の決定をしないと、これは国会の承認を得ないと勝手にやるわけにいきませんので、そういった点で新しいシステムを考えていかなきゃいかんなと思っております。

いわゆる税は別にして、他のものと何でくっつける必要があるんだというお話がありました。これは今の民主党政権が国民の皆さんに約束した中に、いわゆる年金の一元化の問題なんかがございます。つまり所得のあるときには、必ずそこから一定の率で保険料を出していただく。それはパートタイマーであろうと、どんなに所得が低かろうと、そこで所得があれば出していただく。ですから、今まで低所得で払えないというところまで所得をきちんと把握しよう。その上で、それが保険料に連動して、そして将来の最低保障年金とくっつけて年金を一元化していきましょう。そのためには、保険料と税とほぼ一体の徴収をするために歳入庁をつくらうと。実はこういうところまで全部考え方があって、それを媒介するのが番号だという理屈付けだったんです。

ですから、今、吉澤さんの仰ったように、税なら税単独でやっておけばいいじゃないかという考え方は、もちろんあると思います。今、オーストリアの話をされましたが、先進国で一番遅れて番号を入れたのはドイツです。日本はまだ入っていませんけれども。ドイツが2009年に番号制度を導入したときも税だけなんです。ですから、そういう1つの考え方はあり得るけれども、政治の意思として、できればこれは社会保障と税を一体にして、特に年金のところは今、日本はウィークポイントだから、そこで国民みんなが安心できるような年金制度にしていったらいいんじゃないかというのが実は背景にあったということだけはちょっと理解をしておいていただきたいと思います。

それで費用対効果の問題は、実は民間の方々、今日はお見えになっておられますので、後で経団連の方からもお願いしたいんですが、先程、質問者の方からもお話があったように、生産性本部の方から数字で提示がございました。それによれば1兆円を超える効果が毎年あるよということだったんです。この数え方なんですよ。算出の根拠みたいなものが、後で経団連の方からもあるかもしれません。かなり民間利用みたいなのところも入った計算だと思います。我々が厳密に役所の世界で、社会保障と税と、そういったところで利用する場合の効果に関しては、先程、篠原参事官の方からありましたように、税の世界で、例えば扶養控除がダブっていたという情報。大阪にいる姉と、別な場所に住む自分が、ともにお母さんを扶養控除に入れていた。これはダブリだから、本来はどちらか1人しか控除できない。そうすると、番号制度があればこういうダブリが調整できるのか、そういう効果はあると思うんです。

それから、番号が入ることによって、今後はきちんと調べられるぞという牽制効果のようなものも実は出てくるわけです。私もかつてIRSという、アメリカの国税庁に調べに行ったことがありますけれども、番号が入ったことに伴って、アメリカの扶養控除だけで500万件の間違いが発覚したというんです。日本はどうか分かりませんが、犬や猫まで番号を扶養控除の対象として付けていたというぐらい、実はアメリカはかなりそういうことがあったということなので、日本で実際入れてみて、それがどの程度の性格のものになるのか、それが何億円なのか、何十億円なのか、そこは私もまだ分かりません。

それともう1つ、地方公務員の皆さん方も、公務員の数、つまり1ヶ所でワンストップでやるんだったら、窓口だって、そんなに人は要らないだろうと、こういうような意見が出てくるんですが、実は率直に申し上げて、今、自治体の現場・職場は、私も北海道庁、あるいは札幌市役所を見に行くんですけれども、随分人がいるじゃないかといって

も、3分の1ぐらいはOBの方々。つまり非常勤でアルバイトを雇っている、そういう方が圧倒的に多くて、恐らく正職員の数をこれで減らそうといっても、なかなか減らない。むしろ現場である程度、事務量を減らせた分を他のサービス分野に回せるとか、そういう効果は私は非常に大きいと思っております。

率直に申し上げて、我々社会保障改革担当室の方で今どのぐらいの効果が上がってくるかというところを、地方自治体に試験的にやってもらおうということで何ヶ所か選んでモデル的にやっていると思いますので、そういうものの事例などを積み重ねてみて、どういう形で出てくるかといったことも併せて考えなきゃいけないので、不正確なことは私の口からは言わない方がいいかなと思っております。

大重好弘：井上さん、お願いします。

井上 隆：ご参考までの補足ですけれども、経団連の資料の4ページ目のところに「所得税・個人住民税関係の手続き」の合理化という図がありますけれども、この左側のところに、これは、以前、政府の中にIT戦略本部という部署がありまして、そこでこういうものを電子化すれば、どのぐらいコストの削減効果があるかという試算をしたところ、所得税、個人住民税関係の手続きだけで、政府及び民間側のコスト削減も含めて1,700億円以上ぐらいあるんじゃないかという、この手続きだけでそういう結果が出ています。

先程1兆円という話が出ましたけれども、これと同じような、行政と民間を橋渡しするような手続きというのはたくさんあるわけで、そういうものを重ねていくと、少なくとも1兆円はありますし、経団連としては、さらにそもそも流れ自体をいろいろ変えていくということで、最終的に目標としては3兆円ぐらいのコスト削減を目指しているんじゃないかということを提唱しております。

大重好弘：よろしいでしょうか。

発言者②：はい、ありがとうございました。

大重好弘：他にございませんか。ご遠慮なく、どうぞ。

発言者③：税理士なんですけれども、当然、日税連の方針でやっていって欲しいと思うんですけれども、峰崎先生にちょっとご質問なんですけれども、昨日、一昨日の情報では、今の自民党、公明党はこの法案に反対すると。ですから、今国会で成立するのは当然無理であろう。では、その後で、もし政権交代でも起きたら、この法案自体が全部ペアになるのか。そこら辺の見通しをお話ししていただきたいと思います。

峰崎直樹：実は自民党、公明党が反対しているというのは、中身で反対しているんじゃないんです。今度の国会でこの法案を何が何でも通すということについては、実は賛成しない、反対だということです。今一番問題になっている特例公債法案と、それから1票の格差を是正する選挙制度改革を、昨日、確か自民党が参加しない中で採決しております。これらは衆議院は通るかもしれないけれども、これは参議院で通りません。そういう意味で、今の国会内のやりとりを見ると、もう自民党は頭にきていますから、当然のことながら問責決議案を出すということで、問責が通りますと、そこから先は国会は動かなくなります。ですから、事実上、そういう意味では、今国会では通すということとはできないということです。

だけど、新聞もよく読んでいただくと、自民党さんは、そういう意味で今国会で何が何でも成立させることについては反対だと。公明党さんはどちらかというと、私たちが接触している限りでは、この法案は必要だということで、是非これは通してくれということをお願いしていると伺っておりますし、我々が接触している限りも、そういうことは間違いありません。ですから、これを廃案にするんじゃなくて、なるべく今国会で通したいんですけども、時間的に見て今言ったような客観情勢で無理ですから、そうすると、これを次の臨時国会で早目に通していただかないと、先程説明があったスケジュールでは、予定通り国会で成立して初めて2015年の1月から順次利用開始となっていたのに、実はそれが遅れれば遅れるほど遅れてしまいます。今日、自治体の関係の皆さん方が来られていると思うんですけれども、この法案の成立時期によっては、来年度の予算編成の仕組みだとか、そういうことも全部関係してくるので、恐らく一番知っておきたいというのは、いつ頃通るんですかということだろうと思いますので、今の質問は非常にタイムリーな質問だと思います。今のところ、私たちはできる限り今国会で通したいけれども、やや難しそうなので、次の臨時国会が秋に開かれるようだから、そのときにやりたいと考えています。

但し、そのときに選挙が途中で入ってきたりしたらどうなんだという非常に難しい問

題がありますが、率直に申し上げて、この法案にみんなの党も賛成してくれています。それから、先日、私が、国民の生活が第一という小沢さんのところの政党にも説明に行つて、これも必要性は分かったといったようなことを仰っていますので、うまく国会が転がってくれば成立することは十分可能であるし、この機会を除くと、ちょっとなかなか難しいのかなと、こう思ったりしておりますので、是非悲観しないで、成立する可能性大であるということだけは理解しておいていただきたいと思います。

大重好弘：よろしいですか。

発言者③：はい。

大重好弘：他にご質問ございませんでしょうか。こういった機会、なかなかございませんので、是非聞いておきたいことなど、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、「国民対話」という方を優先しましたが、先程からの自分の意見等でまだ言い足りなかったこと、質問とかがございましたら、よろしく願います。どなたがということではありませんので、どうぞ。それでは小林先生。

小林 隆：もうご質問はよろしいですか。せっかく土曜日にいらして、いろいろなお話を聞いて、吉澤先生がご指摘のように、やっぱり心配なところもたくさんあると思うんです。それから、やっぱりこれからの社会を考えると、私の主張のように、どうしても効率的にやらなきゃいけないなというところもあると思うんです。

でも、日本の社会の中で一番変だな、皆さんの今の費用対効果の話なんかも伺っていて、やっぱりこれは何とかしておかなきゃいけないなとつくづく感じていたのは、普通の国家は税金をたくさん払えばサービスが良くなるんです。当たり前ですよ。税金をたくさん払えば社会保障だって厚くなると考えるので、普通の人たちは増税されれば大体そのサービスも良くなるだろうと。逆に税金を払わなければサービスは少なくなるに決まっているわけです。ところが、我々の社会はそこがよく見えないんです。

例えば税金に対する意識が日本は低いんだとか高いんだとかとよく言うんですけれども、多分僕たちは経済成長で適当なことをやっけてもうまくいつてきたという社会がずっと続いていただけだと思うんです。今日お集まりの方々に、自分の自治体の総予算を人

口で割ってみて、自分が1人当たり幾らぐらいの税金が使われているのかということだ  
て、多分、ご存じの方はほとんどいらっしやらないと思うんですよね。すごい違うんです  
よ。多分、宮崎市の都市部だと、1人当たり、例えば20万円とか30万円、あるいは20万  
円から50万円ぐらいだと思いますけれども、地方の町村、そういうところにお住まいの  
方は、移動も大変で、道路も整備しなきゃいけないので1人当たり200万円とか、そのぐ  
らいのコストがかかるんです。だから、そういう税金がどう使われているのかと意識する  
だけでも、この問題は経団連さんとか、いろいろ他の団体さんがやっている費用対効果で  
ばっとどこかに依存しちゃうんじゃなくて、ちゃんとサービスのコストを出したら、自分  
もどのぐらいのサービスを受けたんだというのをきちんと意識する姿勢って、今日の議論  
を伺っていて、マイナンバーも大事なんですけれども、そういう自治の根底がしっかりし  
てないので、いつもぐらぐらしちゃうんだろうなという印象がすごく強かったように思い  
ます。

そこがしっかりしたら、ここの場なんか、きっと夜10時ぐらいまでやっても終わらな  
いのかななんて、ちょっとそんな感じがいたしました。ぜひ行政に関心を持っていただき  
たいなと思います。

大重好弘：ありがとうございます。吉澤先生、よろしいですか。

吉澤宏治：どなたかにご質問、それともまとめですか。

大重好弘：まとめといえますか…。

吉澤宏治：1点だけ、私自身がよく分からないところなのでお教えいただきたいんです。

よく新聞を読むと、給付付き税額控除をやるためにはマイナンバーが必要と書いてあ  
るんですけれども、この新聞の表現というのは正しいのか、間違っていないのか、その辺は  
教えていただければと思うんです。私の理解では、イギリスですかね。マイナンバーみた  
いなものはないけれども、給付付き税額控除はできているんじゃないのかなという気がし  
ましたので、そこをお教えいただければと思います。

峰崎直樹：日本における給付付き税額控除の仕組みというのは、まだ制度化されていませ

ん。学者の森信先生とか、いろんな方々が積極的に提案して、制度化したらいいということを出されております。

例えば、イギリスの場合には、要するに働いてない方々に対して、働くことに応じて税額控除を出しますよということで進めている。それから、チャイルド・タックス・クレジットということで、子供に対して1人増えると幾らというふうに行っているところがある。アメリカなんかも、そういうところがもちろんあるわけです。給付付き税額控除で給付を受けるためには低所得であるということを申告しなきゃいけないわけですね。その申告が正しいか正しくないかというものを判断する基準を持ってないと、私は所得が年間50万円しかありません、あるいは60万円しかありませんといって給付を受けても、いや、実は250万円も300万円もあったんだよと出てくると、それは、あなた、おかしいじゃないですかということになる。IRSというアメリカの国税庁ですけれども、ここが調べていると、不正受給というのが大体3割に達するというんです。その不正受給って何かというと、所得の情報が正しくないですねということで大分いろいろと問題を起こしている。日本の場合には番号制度が入ってくると、様々な情報がきちんと入ってきますので、比較的その情報は信頼できる情報になるんじゃないかなと思っているんです。

問題は、何で難しいかということ、日本人の所得税を払っている比率というのが非常に少ないんですね。ですから、給付付き税額控除で所得税を返そうと思っても、ほとんど返すような税収が入ってない。そこでオランダのやり方があるって、オランダはこうした税額控除の分だけ社会保険料を払わなくても済む、というやり方になっている。年金保険料、医療保険料、介護保険料、雇用保険料。実は働いても低所得の方々、あるいは働いてなくて所得がない方々に、その保険料を減額して、それを払ったことにしましょうと。こういう形でオランダの場合はやっている。

いろんなやり方があるんです。カナダの場合はGST控除といって、消費税の平均的な還付をやろうということで、これは1人幾ら、世帯2人幾らという形で給付している。個人で払う場合と世帯で払うというのは非常に難しいんですけれども、そういうところの整理をきちんとやらないままに給付付き税額控除だけがひとり歩きしているということなんだろうと思います。ですから、給付付き税額控除のように、所得が定まらないとできないのかということ、簡便な方法としては、地方税を払っていない方々に今までは支給していたわけです。

私は、それにもう1つ付け加えて、地方税は払ってないけれども、資産を持っている



人がいるじゃないですか。やっぱり年をとって一番困るのは、住宅を持ってない人だと思いますので、いわゆる資産を持たないで所得も低い方にきちんと充てていくということが大切だと思います。簡便な方法では、その方々に一定額を給付するというのはいり得る方法ですが、できれば、この番号が入って正確にやった方が公平性が保たれるなと思っています。

大重好弘：はい、ありがとうございます。井上副本部長、何かございましたら。

井上 隆：ありがとうございます。企業でITを使って、いろいろ電子化をするというときの第1段階というのは大体コスト削減、人がやっていた仕事を電子化して経費を減らそうとか、そういうところから入っていくわけですがけれども、今、企業はそういうITの使い方は超えて、そのITを使うことによって新たな価値を生み出していく使い方をするという世界に入っているわけです。残念ながら政府の業務を見ていると、まだ第1段階に至っていない状況であって、まずは第1段階に至るために、その番号制度というのが絶対に必要なんだろうなと思います。

さらに、その先にあるのは、番号を使って新たな政策のイノベーションというものを起こしていくということが重要なんだと思います。具体的に言えば、先程、峰崎先生からもご指摘がありましたけれども、税と社会保障をもう少し一体的に考えていけば様々な政策のイノベーションというのが生まれていきますし、あるいは、番号だけじゃないですけども、政府が持っているデータというものを活用しながら様々な価値を生み出していくということも可能になっていくと思います。

ですから、単に現在ある業務をそのまま電子化するという視点ではなくて、その先にあるものも考えながら、この番号制度というものを幅広く考えていく必要があるんじゃないかな。そうすることによって、投資効果というのかなり違った考え方になっていくんじゃないかなと思います。

以上です。

大重好弘：ありがとうございます。遠山さん、お願いします。

遠山喜一郎：私どもは中小企業の皆様方の税金の申告のお手伝いをしております。この番

号制度が導入されましたときに、どうしても申告書にマイナンバーを書く。それから、年末調整のときの扶養控除申告書にもすべて書く。何かの支払調書を出すときにもマイナンバーを書く。そういうふうにして、中小企業の皆様方の事務量が増えてくるだろうと予想されます。まず、それが1点、ちょっと疑念に思いますこと。

次は、そのお預かりしたといえますか、皆様方の個人情報でありますマイナンバーをその中小企業でどうやって管理するんだ、どうやって保管するんだというような心配があります。運用されてからのことではありますけれども、税理士会も言っておりますように、いわゆる中小企業、それから個人の確定申告のときも然りでございましょうが、マイナンバーが中小企業等の過重な負担にならないようお願いしたいと思っております。

大重好弘：はい、ありがとうございます。その点、ちょっと運用になりましたけれども、今の遠山先生の、お答えになられる部分がございましたら。

篠原俊博：確かに今回の場合、番号、マイナンバーは民―民―官という形で、民のところでは中小事業者の方々も扱うようになります。そういう意味では、今回、個人情報の保護という観点から、やはりそこは懸念があるわけございまして、法案上は、個人情報保護法上は適用対象になってない中小事業者にも適正な扱いといった義務というものがかかっております。ただ、法律上の義務だけをかけても、実態上、なかなか難しい点があると思いますので、個人番号情報保護委員会もございまして、私ども政府の方も経済産業省等、関係の省庁等を含めて周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

大重好弘：はい、ありがとうございました。後先、ちょっと順番が逆になったんですけれども、実は参加申し込みのときに15、16問、質問をいただいております。大体回答が出ている質問が多かったんですが、その中に2問ほど、まだ触れられてない部分がありますので、説明いただけたらと思います。

1つは、もし通った場合、マイナンバーの取得は一体いつから始まるんだということです。では、生まれたらすぐ、私でしたら、大重好弘が行ったら、あなたのマイナンバーはこれね、といただけるものなのか、ひょっとしたら成人になってからか、ちょっとそれは分かりませんが、そういう質問です。

もう1点は、住基カードは一体どうなるんだと。住基カードといってもマイナンバー

とは違いますけれども、そうしたカードが今、公的に発行されています。これとの扱いはどうなるんだというご質問が寄せられています。ですから、一本化になるのか、ならないのかというご質問を受けておりますので、マイナンバー制度導入に当たっては、その点を知りたいというご質問にお答え願えればと思います。

篠原俊博：まず、マイナンバーの取得の時期でございますけれども、既に世の中にいらっしゃる方というか、現在住民の方々は、2014年の秋、私どもは10月だと思っておりますけれども、2014年10月、今から2年2ヶ月後に、これは市町村長の方から各国民、住民の皆様方に、それまでにいろいろ準備いたしまして、そこは一斉に郵送で通知をさせていただきたいと思っております。これは、10年前に住民票コードを皆様方に交付させていただいたことがございます。そういったことも倣いつつ、ただ、今回はマイナンバーという別途の制度でございますので、行政機関として、どこが発出するかという点はまた考えますけれども、いずれにいたしましても、住民の皆様方にはその時点で一斉に配布をしたいと思っております。

それから、それ以後にお生まれになる方、出生される方は、出生届を役所の方に出されると思っておりますので、それを受け付けまして、そこで住民票コードとともに、マイナンバーをその都度、通知、交付をするという形にさせていただきたいと思っております。そういう意味では、成人になってからではなくて、お生まれになったらマイナンバーがすぐ交付されるということでございます。

大重好弘：はい、分かりました。

篠原俊博：それとすみません、もう1点です。住基カードでございますけれども、特に宮崎市さんの方では、延べ人数で市民の6割に出していただいておりますが大変普及しているところでございますけれども、一応、制度上は住基カード廃止になります。但し、住基カードの有効期限は10年間ございます。ですから、10年間の有効期間の間は住基カードとして有効です。ですから当然、身分証明書になりますし、本人確認にも使えますし、役所の窓口、あるいは住民票の自動交付機などでも使えます。

ただ、一方では、個人番号カードもお配りをいたしますので、もし住基カードから個人番号カードに変えたいという方は、遠慮なく役所に言っていただければ、その時点で個

人番号カードに変わるという形で、ですから、両方併存する期間があるということです。

そういうことで、将来的には住基カードの機能も併せ持った形の個人番号カードを皆様の手にお渡しするということになろうかと思えます。

大重好弘：ありがとうございました。一応予定の時間が来ておりますけれども、こういった形で改めてパネリストの皆さん等のご意見を聞かれて、やっぱりこれはちょっと聞き漏らしたなどか、そういった点、ご質問がございましたら。よろしくどうぞ。

発言者④：60代の無職です。これはちょっと場違いになるかもしれませんが、4年に一度、国勢調査というのがありますが、この国勢調査においてマイナンバーを使うのか、ちょっと懸念があるものですから、お答えをお願いします。

篠原俊博：今、マイナンバーを使う利用というのは法律に規定されていまして、そこは93項目上がっております。それは今回、社会保障と税と防災ということでございますから、国勢調査は統計物でございますので、その利用に載っておりません。ということは、マイナンバーは国勢調査に使うことはないということであります。

大重好弘：現時点でまだ運用範囲が限られているということですね。ですから、国勢調査では用いないと。よろしいでしょうか。

発言者④：はい。

大重好弘：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、総括ということでもないんですが、私の方でちょっと意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。今日は本当に長時間ありがとうございました。賛成、反対の立場は、私も個人的に非常に勉強になることばかりでした。先程、吉澤先生から、マスコミ報道が先行ということになっていきますけれども、実は某新聞は社説でなぜ審議できないかというのがありました。うちはつい最近、情報流出の懸念という記事を掲載しました。つまりマスコミも、あまりこの問題には、国民背番号制のときのように関心を払っていたとは言えないと思えますので、こういう機会を得て非常に勉強になりました。

まして、こういう重要な法案ですけれども、ここに集まっていたいただいた方々は、まさしく関心を持っていただいているんですけれども、よくあるのが、実際、重要な法案が通った後で、そういう話を知らない、その経過については聞いてないとか、そういったふうに、その後になって、こういう運用は想定外だとか、そのような意見をよく聞くことがあります。ホームページ等でこの法案についての確かに紹介されていますけれども、なかなか個人で理解するのは難しいので、こういった機会は本当にいい機会だったと思います。さらに私どもも努力しますので、どうぞ政府の方も、内閣官房の方も、きちんと分かりやすい文言でぜひ論議の対象となるように広報していただきたいと思います。

そういう説明とか情報公開があると私どもも報道しやすいし、理解を得られると思います。

皆さん方もどうぞ地域に帰られて、議論賛成・反対の立場で深めていただいて、この法案に対する意見を醸成させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

## (7) 閉会挨拶

司会：それでは、最後に峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

峰崎直樹：本日は本当に貴重なご意見ありがとうございました。また、大重局長、パネリストの皆さんもありがとうございました。

私は、実は先程、冒頭このお話をすべきだったと思うんですが、やはりこの番号制度についての国民の認知度が足りないというのは、新聞までは書いていただけなんですけれども、テレビジョンで特集番組なんかを組んでももらえないのかということで、いろんなテレビ局に当たったことがあるんです。アメリカでどんな被害が起きているのか、韓国でどんなことになっているのか、そういう問題点、影と光はしっかり出して、国民の議論を巻き起こしてもらいたいということでお願いをしたら、実はここだけの話なんです、率直に申し上げて、やはり国会で法案が出て論議にならないと、そういうことを企画してもできないんだということなんです。

その意味で、残念ながら今国会で成立する可能性というのは非常に少なくなったので難しいかもしれませんが、我々としては、国民の皆さんにデジタル社会といいますか、情報化社会、こういった中で番号というのが絶対必要だと考えて提起しております。その意

味でも、先程仰ったように、こういうリスクがあるということを正確に前段で理解していただいて、その上でこの番号制度について、しっかりと皆さん方の支持を得たいものだなと。その面でも、やはり国に対する信頼というものがなければ、私は、こういう問題もなかなか国民の賛成は得られないんだろうと思います。

その意味で、最近における皆さん方の政治に対する批判、ご不満というのは、我々もよく受け止めておりますので、政治に対する信頼を回復すると同時に、この番号制度もしっかり定着させていきたいな、と考えています。また引き続き、様々な形でご意見等をお聞かせいただければと思います。本日は本当にありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与よりご挨拶申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様にご退場いただきます。皆様、どうぞ拍手をお送りください。

本シンポジウムの模様は、9月中旬の宮崎日日新聞に掲載予定でございます。

以上をもちまして、本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたりご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、皆様のご意見やご感想など、是非お配りいたしましたアンケート用紙にご記入いただきまして、お帰りの際に出口の回収箱か、お近くのスタッフまで参加プレートと一緒にお渡しください。

どうぞお忘れ物のごさいませんよう、お気を付けてお帰りくださいませ。本日はご来場いただきまして、誠にありがとうございました。

以上